

令和2年第1回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和2年3月3日

本日の会議 令和2年3月4日

招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 八木亮三議員	2番 松林敏議員	3番 西田健議員
4番 浦川圭一議員	5番 中村美穂議員	7番 内村博法議員
8番 安藤克彦議員	9番 金子恵議員	10番 岩永政則議員
11番 堤理志議員	12番 河野龍二議員	13番 吉岡清彦議員
14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員	16番 山口憲一郎議員

欠席議員

6番 安部都議員

職務のため出席した者

議会事務局 長 谷本圭介君	議会事務局 理事 富永正彦君
参事 森本陽子君	主任 山田傑君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町長 鈴木典秀君
総務部長 山本昭彦君	企画財政部長 久保平敏弘君
建設産業部長 日名子達也君	住民福祉部長 中嶋敏純君
健康保険部長 辻田正行君	水道局長 濱伸二君
会計管理者 山口利弘君	企画財政部理事 田中一之君
住民福祉部理事 栗山浩二君	総務課長 荒木秀一君
秘書広報課長 中村元則君	契約管財課長 和田弘君
地域安全課長 宮崎伸之君	政策企画課長 荒木隆君
税務課長 山崎昇君	収納推進課長 藤崎隆行君
土木管理課長 中尾盛雄君	都市計画課長 山崎禎三君
産業振興課長 川内佳代子君	福祉課長 細田愛二君
こども政策課長 村田ゆかり君	健康保険課長 志田純子君
介護保険課長 堀池英二君	下水道課長 山口新吾君
教育長 勝本真二君	教育次長 森川寛子君
教育委員会理事 金崎良一君	教育総務課長 宮司裕子君
生涯学習課長 青田浩二君	農業委員会事務局長 村田佳美君

会議録署名議員

9番 金子恵議員 10番 岩永政則議員

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 15時51分

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1、これから一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問並びに答弁は会議規則第54条第1項の規定を遵守し、簡明をお願いします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、浦川圭一議員の①議会の使命を達成するための行政の対応について、②マイナンバーカード普及における町のメリットについての質問を同時に許します。

4番、浦川圭一議員。

○4番（浦川圭一議員）

皆様おはようございます。質問に入る前に一言述べさせていただきます。昨今の猛威を振るっております新型コロナウイルスによる肺炎で亡くなった方々の御冥福と、感染され今なお治療に専念されている方々の早期の回復と、1日も早い事態の終息をお祈り申し上げます。それでは、早速質問に入らせていただきます。1点目、議会の使命を達成するための行政の対応について。私ども議員においては、議会が持つ2つの使命、すなわち具体的な政策の最終決定と行財政運営の批判と監視を達成できるよう、議会の一員として、その職責を果たすべく日々努力しているところでございます。その上で議会における一般質問の資料、議案審査に必要とする資料など、どうしても行政が持つ資料の情報を必要とする場合があります。現状多くの情報はホームページなどを通じて公開されていますが、それ以外の情報については、基本的には長与町情報公開条例に基づき、所定の手続きによって情報を求めることになっていると思っております。そこで次の事項について質問いたします。最初に行政資料請求の取扱いに係る事項、次に地方自治法第100条第19項によって設置が義務づけられている議会図書室の整備について、また関連して議員質疑に対する反問に関することについてを質問いたします。（1）求められる情報の内容が議会、委員会などで、仮に同様の質問を受けたと想定したとき、即座に回答できるような内容のもの、また開示請求を受けて問題なく回答できるようなものについては所定の手続きを経ることなく、所管の窓口で回答するなどの対応ができないか伺います。2点目、法に基づく縦覧手続きにおいて縦覧に供される資料の取扱いについては、資料の書き写しは認めますが、コピー等は認められないとなっていると思っております。事務の簡素化等を考慮すれば改善が必要と思っておりますが、どうか伺います。3点目、議員の調査研究に資するために設置されている本町の議会図書室の現状はその機能を有していないと考えておりますが、改善できないかお伺いいたします。4点目、議会基本条例において、議員と町長等の健全な緊張関係の保持に努めなければならないとした上で、議員の質疑、質問に対して反問することができると思っております。現状ほとんどその反問権が行使されることなく、本会議、委員会での質疑、答弁が行われていると考えておりますが、その要因についてどう考えられるか、お伺いいたします。

2点目、大きな②マイナンバーカードの普及における町のメリットについて。ホーム

ページの中で個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Taxをはじめとした各種行政手続きのオンライン申請を行うことができますというような案内がされておりますが、なかなか普及しない現状を見れば、住民が必要を感じていないのかなと思っております。普及促進に努めていくとするならば町が受けるメリット、恩恵、利点などを住民に示して協力を願うべきと考えておりますが、どう思われるか伺いいたします。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。本議会の最初の質問者であります浦川議員の御質問にお答えをさせていただきます。初めに議会の使命を達成するための行政の対応ということで、開示請求を受けて問題なく回答できるようなものなど、所定の手続きを経ることなく所管の窓口で回答するなどの対応ができないのかというような御質問でございました。議員個人からの情報の求めがあった場合におきまして、議会へ協力する姿勢から法令等の許容範囲に限られますが、所管窓口における対応を含めて、できる限り情報の提供に努めてきていると認識をしておるところであります。しかしながら、求める情報が公表、公開されていない公文書の場合は、情報公開条例などの規定に照らし合わせ所要の手続きを経た上で、開示することの可否が決定をされるおるところであります。また開示につきましては、全部開示、部分開示、非開示など、公文書に記載された内容によりまして開示の状況も異なることとなっております。情報の提供につきましては、引き続き協力をしてまいりたいと考えております。そしてまた議員個人からの資料請求については、議会からの資料請求とは分けて捉えているところでもございます。したがって、当該資料請求につきましては情報公開制度を踏まえた運用となる点について、御理解をいただきたいというふうに考えております。2点目の法に基づく縦覧手続きにおいて、縦覧に供される資料の取扱いについて、事務の簡素化等を考慮すれば改善が必要と思うがどうかという御質問でございます。この縦覧制度は、関係人に過誤の有無を検討していただくために書類や名簿等を広く一般に公表をしまして、意見書の提出や異議申し立ての機会を与えるために行うものでございます。法令等の中で、縦覧に供する旨や縦覧することができるものの範囲などが規定をされておるところであります。現在各所管におきまして様々な縦覧が行われているところですが、現在の縦覧方法により所期の目的、これは達成されているのではないかとそのように考えております。また、縦覧の際にコピーによる提供を行うなど、書き写す手間をなくすことで縦覧する方にとっての利便は良くなることとは思います。がしかし、縦覧制度の趣旨を踏まえまして、広く町民の皆様にも現行の方法でお願いしているところでございます。議員におかれましても御理解をいただきたいと思っております。3点目の議員の調査研究に資するために設置されている本町の議会図書室の現状はその機能を有していないと考えるが、改善でき

ないかということでございます。議員御案内のとおり、地方自治法100条第19項に「議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し政府並びに県から送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない」と定めており、庁舎4階に議会図書室として設置をされているところでございます。この議会図書室の整備及び管理につきましては、地方自治法104条の規定に基づき、議長が管理するものとなっております。議会事務局においては日々管理に努めていただいているものと思っております。それ以外の図書機能の改善策につきましても、議会図書室は議会に附属し設置されるものでございますので、議会及び議会事務局におきまして御検討いただければと思っております。次に質問に対する反問権がほとんど行使されることなく答弁が行われていると考えるが、その要因についてはどうなのかという御質問でございます。本会議や委員会などにおきまして、様々な視点から質疑や質問をいただいておりますけれども、いずれの質疑等におきましても丁寧な主旨説明が行われ、かつ論点等が明確であるため、これまでのところはほとんど反問権を行使する機会がなかったと思っております。ただし反問権をいただいたことは大変ありがたいなと思っております。今後もしそういうことがあれば是非使わせていただきたいというふうに考えております。

次に、2番目のマイナンバーカードの普及における町のメリットという御質問でございます。マイナンバーカードの交付状況につきましては、本町におきましても平成28年1月より交付を開始いたしまして、窓口交付のほか、確定申告時や各種イベント時の特別ブースなどの開設など取得の啓発を行いまして、今年1月末現在で6,259件を交付し、交付率が15.1%という状況でございます。マイナンバーカードのメリットということでございますけれども、公的機関や民間機関におきましても各種申請時の御本人確認のため、運転免許証などと同様に公的な身分証明書として利用されているところでございます。また、マイナンバーカードを活用し、国税電子申告・納税システム、通称 e-Tax こういったものを利用することによりまして、確定申告の申請が役場や税務署にわざわざ出向くことなくパソコン等での申請が可能となり、町民の皆様の時間や労力の軽減及び申告事務の軽減が図れていると思っております。次に、マイナポータルというサービスを利用することで、行政機関が保有しております子育てや介護に関する本人の個人情報の確認、あるいは行政サービスのお知らせをオンラインで確認することができ、住民の皆様のサービスの向上と共に窓口や電話での相談などの業務の軽減が図れていると推測しております。さらに本町におきまして、本年1月15日よりサービスを開始いたしておりますコンビニ交付サービス、これによりマイナンバーカードを利用した住民票や印鑑登録証明書及び戸籍関係証明書が全国で取得できることにより、住民の皆様へのサービス向上とコンビニ交付の利用の拡大により、役場窓口での交付事務の軽減が図れるのではないかと推測しておりますし、カード交付の増加とともに拡大するのではないかと考えております。そのほか令和3年3月より健康保険証機能としての利用も開始の予定であります。適正な資格確認などにより、医療保険事務の効率化や患者

の利便性の向上による効果も期待されているところでございます。このように国におきまして、マイナンバーカードを利用した住民の利便性向上に繋がる様々な取組が進められております。町といたしましてもマイナンバーカードの利便性の向上や利活用シーンの拡大と併せまして、公的機関や役場等の業務の簡素化、効率化の向上が図れることなども含めて町民の皆様へ周知し、普及への御理解と御協力を努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

それでは、再質問をさせていただきます。まず、1番目の1点目でございますが、議会の調査権については強力な権限が認められているということは理解をしております。そういった中で、そこを構成する私ども議員については、本来法的には何ら調査権が認められていないという、この前提で現在まで私も議員活動をしてきたところでございます。そういった中でこの質問に至った経緯と申しますか、実は昨年12月に開示請求で資料の提出を求めた経緯がございまして、そのときに思ったのが通告書に書いてありますように、例えば議会のあとにちょっと気付いて尋ねに出したんですが、本来議会の委員会の中で聞けば問題なく答えていただけるような内容で、議会も終わってしまったものですから、開示請求の手続きをとって出していただいたんですが。実際その開示請求についても、出したときに大体回答まで3週間ぐらい掛かるんだと。通常は3週間ぐらい平均掛かってますということで、回答までに。そう急ぐような書類じゃなかったの、私もいつでも結構ですよっていうことで出しとったら、10日ぐらいで回答をいただいたんですね。その内容も黒く消されることもなくて、書類をそのままコピーしたやつを出していただいたということで、こういったものが通告書に書いてある問題なく回答できるようなものだったのかなと思ひまして、実際窓口行って聞けば2、3分で済むようなものだったんですよ、もし答えていただければ。そういった場合に受け付けて10日間ぐらい期間を要する執行部の方も大変でしょうし、私どももたまたま急ぐ情報じゃなかったものですから、それは構わなかったんですが、そういったものもどうかそこら辺できないのかなと思って、今回質問をさせていただいたところでございます。そういった中で答弁の中では、議会へ協力する姿勢からできる限り情報の提供に努めているというような答弁であったんですね。ただ、後段の方で議員個人からの請求はやっぱり議会からの資料請求と分けて捉えているので、情報公開制度の適用になるとかっていうそういう趣旨の答弁であったと思うんですが、だからまず私の場合は先程申しましたように、大体もう公開されていない情報は全て公開条例によって求めるべきだと思つたものですから、前段の議会に協力する姿勢から全国的に見てもやっぱり厳しい自治体もある程度協力的な議会に協力するっていう立場から協力的な自治体もあるようでございます。その差が何かと言いますと、行政側の配慮なんですよ。これだけなんですよ。だからで

きるものはもう出すというような体制でやっていただくのであれば、まず議員がいろいろ調べ物をしたいときに、窓口に出向いていいかということです。私の場合は私の判断で開示請求だろうと思って総務課の窓口で、いろんな所管のことであっても総務課の窓口を訪ねて行ってたんですが、まず所管の窓口を訪ねていくという対応で、そこでその内容を聞いて、所管で答えられるものは答えていただく。で、答えられないものは請求の手続き取ってくださいとか、非開示で出しませんよとか、そこで対応をしていただけないかなと思ひまして、そういう対応をしていただけないかと、どうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

議員からの御質問等、資料請求とかある場合、所管の課長ないし部長の判断の下、窓口にて答弁をしているものと理解しております。そういった中で私たちの方でまずこういった開示請求書が上がってくるときには、今議員がおっしゃるとおり、できる限り所管の口頭で答弁ができるようなもの、これはやはり法令等で許される範囲がございませうけども、そういった形での対応はしてきたつもりではございましたけども、そういった事例があつてるといふことは、また今後、受け付けを行う際にもそういったのを再度、所管の方にはこのように答弁ができるようなもの、開示請求に至らずともというふうな話はできるかと思ひます。ただし公文書の請求というものは、情報公開条例に則してしていくべきもの、その辺は御理解をいただきたいと思ひしております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

今言われたような内容が私ども議員もはっきり分らんわけですよ。例えばこういう問題が、こういうのを聞きに行きたいと思つたときに答えてもらえるものなのか、開示請求によらないといけないものか、その仕切りが分らんわけですよ。だから今お願いをしているのは、とりあえず所管窓口を訪ねて行っていいですかということなんです。私はなかなか、ずかずか行けないもんですから。そういう中で、まずは行かしていただいてよろしいでしょうかということ、その中で指導なりなんなりで対応していただけないでしょうかということをお願いしてはいるんですが、どうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

まずは総務課ではなくて、それぞれの情報を所有する所管の方へ行っていただくのが1番目でございます。その中で先程申しましたように、所管の課長なり部長の判断が入りまして答弁できるもの等が出てくると思ひます。その後に関示等々の話になれば、私どもがまた入つて相談に乗っていくというような形で進めていくこととなります。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

分かりました。私の場合はそういう対応をしていったんですよね。ほとんど年間通してもそんなには無いんですが、今も1件出させていただいているんですけども、総務課に行って手続きを取るっていう考えでやってきたもんですから、今後は所管を訪ねて行かせていただいてよろしいということですね。分かりました。そしたら是非そういうふうな対応で今後議員活動を務めさせていただきたいと思います。

次に2点目でございますが、縦覧もいろいろあると思うんですよね、縦覧の手続きで。私は広く住民に知らせて意見書なり、異議申し立てとか、そういう機会を与えるんだということだと思っただけなんです。まず縦覧書の内容については写し、メモと言いますか。手書きでの写しとかそういうのは認めておられるんですよね。どの縦覧についてということにはなかなか言えないんですが、どうなんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

確かに縦覧の種類も各部署で様々ございます。基本的に私の知る範囲ではもちろん書き写すことも可能であるというようなものもございます。だから逆に言えばできないものがあるかとちょっと私は把握はしておりませんが、書き写すのは可能というような縦覧図書はございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

改めてお伺いしますけども、書き写しを認めるけども、コピーは認められないんだという理由をもう1回そこら辺を教えてくださいませんか。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

縦覧図書、これが長与町で所有する公文書に該当してまいります。ということは、そもそもが情報公開条例に基づく公文書になりまして、開示請求に基づく開示になるんですが、個別法によって縦覧の規定があるものにつきましては、情報公開条例適用せずに縦覧に留めるというのは、個別法によって定められたものでございまして、開示請求も出せず、コピーも出せないような状態のものでございます。ただし中にはホームページ上で、もう既に公表公開等されてるものについては、資料の請求、提供というような形でのコピー等は可能になります。だから全てのものが一概にできないとこで言えない理由になるんですが、そもそもの個別法の規定ぶりであったりとか、縦覧ができ

るものの範囲ですね。それからそれを見せたことよっての利害関係、権利保護ですね。こういった様々な観点を総合的に勘案して、審査、判断を行ってから開示に行くっていうことでございますので、縦覧についてはそういう形で行ってるところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

私の質問が法に基づく縦覧手続きということで簡単に1本でまとめたところで質問をしとったものですから、恐らく答弁の方も1本でできないんだというふうな答弁だったのかなというような感じをしておるんですが、それぞれの法に基づく縦覧、私が想定をしとったのが都市計画法とか、税の方もされてますよね、年に1回。経験があるのはそういう例とか、都市計画法とか。1回そこのイオンタウンの大店立地法の関係の縦覧があったときに私見せていただいて、これもそういう経験に基づいて質問をさせていただいてるのですが、このときは大店立地法でそういう施設の駐車台数っていうのが求められるんですが、そのときにそこを見せていただいて、そのときは見せていただいて必要なところをコピーして貰えないんですかということでお尋ねをしたら、コピーができないんですよということで、できないものは色々言うてもできんものですから、ということで、メモをずっと書き写させていただいたんですよ。私の場合はちょっと執行部の机と椅子を借りまして、そこで恐らく2時間ぐらい掛かったのかなと思うんですけども、それを基に意見書を書かせていただいたんですけども、そういうことで、何を言いたいかと言いますと、縦覧を実行しているその所管については、やっぱり最悪の場面を考えて対応しなければならぬと私は思うんですよね。どういうことかと言いますと、仮に私は2時間ぐらいで終わったんですが、コピーすればもう1、2分の話なんですよね、実際。コピーして渡せばその縦覧図書はずっとカウンター辺りに置いて見てくださいと見せられるんですが、私が2時間独占すればあとから見に来た人はもう見れんわけですよ、1部しか準備してなかったのだから書き写し、2分で例えば5枚ぐらいのコピーをしたものと、2時間掛けて2時間で多分済まないと思うんですが、そういう手書きでしたものの中身は一緒だと思うんですよね。だから手書きで認めてコピーが認めないという理由は私はちょっと分からないんですが、先程聞きますと、縦覧するものによって違うんだというようなこともおっしゃっておいりましたので、今後どうですか。そのものによって柔軟にコピーを認めるとか、そういう検討はしていただけないですか。もちろん厳しく出せないものは出せないということで、恐らくそういうものは手書きもだめだと思うんですよね。だからそういう柔軟な対応できないか、ちょっとお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

今後の対応ということでの御質問でございますが、それぞれの所管する縦覧固有の事

務でございますので、町の方針として私の方から今後検討するとか言うのは判断できないものでございます。確かに議員の提案のようにコピーすれば一瞬で終わるんですね。そういった対応をしてる自治体もあるとは思いますが。長与町でその縦覧の件数であったり、縦覧図書の内容、こういったところを踏まえて予め開示をするっていうのは内部決定、こういったものを踏まえて行ってる自治体もあるかと思えます。この辺は今後の状況の変化等に応じ、各課で判断していくものというふうに捉えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

今後検討して対応して下さるということでしょうか。違うんですかね。今、新聞たまに見ますと土砂災害危険区域とかの縦覧をあちこちの自治体でやられているということを新聞の片隅に載せておられるんですが、こういったものというのは、私はもう率先してコピーをやってお宅の家の近く危険ですよって知らせるべきだと思いますし、だからものによってやっぱりそういう扱いをするべきじゃないのかなと思ってんですが、先程申しました都市計画の縦覧なんかについては、出せん理由なんて何もないと思うんですよね、恐らく。何かその意見書とか、住民からの意見を求めるためにしていることが、あんまりそういうのを出してくれるなとかいうことでメモでしてくださいっていうような、逆にそういう感じを受けるんですよ。だからやっぱり臨機応変に、この縦覧についてはコピーを求められれば出してもいいかなとか、そういう検討をやっぱりしていただけないか、するべきだとも思うんですけども、どうでしょうか、改めて。

○議長（山口憲一郎議員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

縦覧のコピーにつきましては、所管所管で縦覧の規定がございますので、その所管で判断をして、コピーができるものはコピーをしてもよろしいかと思えます。できないものはできないと、はっきり断ることになるかと思えます。まずそれぞれの所管で判断をしていただくという形だと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

お答えいたします。都市計画関係につきましては2週間、あるいは20日。こちらの縦覧期間につきましては意見をいただく案件の図書でございますので、これにつきましてはコピーは差し控えたいというふうに考えております。ただし議員の御指摘のとおり、その後意見等々正式な案件が終わったあとの図書につきましては、御指摘のとおりコピーができるかどうか、ほかの市町もありますので、そちらの方で検討をしたいと、開示請求の条例等も照らし合わせて考えていきたいというところでございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

意見書を書くためにその資料を必要とするわけですから、その開示期間、縦覧期間が済めば、もう必要ないわけですよ。済んだあとにいろいろもう言えんわけですから、だから分かりました、出せない。メモは認めておられるんですよ。ちょっと意地悪な質問かもしれません。特に都市計画なんか図面とか多いですよ。図面とかどうメモをするんですか。できないですよ、普通。先程言いました土砂災害、今度は洪水の何かハザードマップとかも作られる。こういったものも恐らく縦覧の対象になると思うんですけども。図面を出してメモしてくださいって言うのでは、あまりにも見に来た方々にどうなのか。私も法的にだめなんだということであれば言わないんですよ。だからそこを柔軟に所管の判断でできるんだというものであるならば、どうかしていただきたいなということで質問をしているんですが、法的にだめなんですかコピーで出すことが。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

縦覧期間中14日であったり20日であったり、この縦覧期間中のコピーにつきましては規定等はされておりません。今のところは。コピーが良いとか、悪いとかいうふうなことはございません。ただ、書類の部分と図面の部分がございます。書類の部分はちょっと差し控えたい。ただ図面の方、なかなか書き写すのは難しいんじゃないかという御質問でございますので、これにつきましては大きい図面でなかなかコピーも難しいところがございますので、今のところ差し控えてるところでございます。当然その縦覧期間が終わりましたら、長期縦覧のときにはほかのツール、例えばインターネットであったり、そちらの方で開示をしたいというふうに考えてるところでございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

多分どこまでいっても変えてはいただけないんでしょうけども、やっぱりこうした場合にこうなる可能性があるというような最悪の場合をやっぱり想定をされて対応された方が良くと思います。先程申しましたように、どうしてもメモでここからここ、何ページから何ページ書き写さんといかんとかいうような方が来られたときには、もう書類自体が機能せんわけですよ、ほかの方が来たときに。そういったときに一番困るのがやっぱり行政の方ですので、そこはもう十分、出せんということでここで終われば多分もう出されんでしょうけど、そういうことで何かありますか。

○議長（山口憲一郎議員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

先程答弁した補足になりますけども、縦覧に関してのコピー等は、やっぱりその縦覧に関する規則等ありますので、そこら辺を見定めてコピーができるものはできると判断をしていく形になるかと思えます。できないものはできないということでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

分かりました。是非できるものはできる。できないものはできないというそういう判断の下にやっていただきたいと思えます。

次に議会図書室の関係について。私も一般質問にどうなのかなというふうな考えは持った中で質問をさせていただいてるんですが、答弁の中では十分機能しているという、私は機能はしてないんじゃないかという質問を書かせていただいたんですが、答弁の中では十分機能しているんじゃないかという考えでおられるということで答弁いただいたんですが、まずあまり御存じの方がいないかもしれませんけども、その廊下の際に1部屋あって、そこに図書資料室っていう名板が打ってあるんですよ、扉に。だから正確に言えば議会図書室は無いんですよ。ただ、そこに書籍とかが納められておるものですから、私もそこが議会図書室なんだろうなと思って質問を書いてるんですけども。だから言われたように図書資料室であれば、資料はこう今までの記録とか、いろんなもうそれこそ官報とか備えられておりますので、備えられてるか、備えられてないかという趣旨で見れば、備えられておりますので十分機能はしているんだろうな思うんですよ。ただ、現状図書室という考え方をしますと、私の中ではそういう備えられた書籍をもって、調べもんをして、それを例えばパソコンでまとめるとか、まとめたものを例えば印刷して資料に起こすとか、そういう最低でもそれぐらい一連の作業ができて、初めて図書室としての機能が発揮できるのかなというふうな思いで質問をさせていただいたんですが、改めてどうですか。そういう中の現状は御存じですか。中の件はあとで言いますが、そういう趣旨で言っとるんですが、改めてその機能は十分だと思われているのかどうか。

○議長（山口憲一郎議員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

地方自治法の100条第19項に書いてありますのが「官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない」ということでございますので、この点に関してましては、図書室としての機能を有していると。あとパソコンに落としてっていう話になりますと、議員の活動なり資料の収集のためのことになるかと思えますので、そちらの方に関しましては、議会並びに議会事務局の方でどのようにしていったらいいのかっていうのを判断していただいて、議会として考えていただくという形になります。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

分かりました。100条の19項の中にも議会はってということで前置きはしておるんですけども、どうしても議会でやってくださいよってという話になりますと、昨年だったと思いますが、ここの放送設備、これも私は基本的な考えとして議会には予算の提案権それと執行権、これは議会には認められていないと。あくまでも町長のみに専属した権限だということで理解をしておりますもんですから、議会の方で考えてやってくださいと言われたときに、どうやってやるのか、そっから先がなかなか見えないんですよ。だからこの放送設備の話も、これも執行部で予算を組まれて執行部で発注をされたみたいだったんですよ。町長部局の方で。だからそういうこともありまして、あくまでも図書館についてもどうかなと考えたときに、やっぱりがわとか、設備とかは執行部でやっていただかないとできないのかなと思って質問をさせていただいたところなんですけど、現実には今回の一般会計予算の1款に議会費っていうのがあるんですけど、私たち議案を27日ぐらいにいただいて、ここで初めて知るわけなんですよ、議会費の内容を。だから議会費についてもあくまでもチェックする立場の議会なんですね。だから議会が予算を提案したってということはないと思うんですけども。そういう状況ですので、この一般質問の中でどうにかできないでしょうかということも質問をさせていただいたんですけど、どうなんですか。例えばやるとすればどうなるんですか。議会で話し合っただけで恐らくどういふものにしようかってぐらいは議会で話し合いはできると思うんですよ。話はまとまると思うんです。そのあとどうすればいいんですか。ちょっとよく分からないんですが。

○議長（山口憲一郎議員）

田中企画財政部理事。

○企画財政部理事（田中一之君）

その場合は議会事務局の方から予算を要求していただいて、その内容について執行部の方で検討して予算をつけるかどうか。今回議会図書室の件につきましても議員の議員活動において有効な経費であるならば、その辺りは予算の査定をするというような形になろうかと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

基本的な考え方として、何か議会の方で思うところがあれば議会事務局に申し出て予算を相談をしてもらおうということですかね。先程申しましたように、この当初予算とか何とか一切入らんもんですからね、議会の方がその話に。多分入ってないと思うんですけども。そういう状況でしたので、議会の方からこういうものということで、一応事務局の方にはお願いはできるってことですよ。例えばそういう予算がついて発注するとなれば、これも議会はということになつてくるんですけど、当然あれですよ。契約担任者

はもう町長ですよ。議長で発注できませんもんね。その確認をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

田中企画財政部理事。

○企画財政部理事（田中一之君）

予算の要求につきましては、議会事務局側かもしくは町長が管理いたします契約管財課の方で予算を要求していただくと、そういった形になろうかと思えます。予算の執行の方につきましても、本来でいえば契約管財課、議場システム等についても予算自体は契約管財課の方で計上しておりますので、そういった面から言っても契約管財課の方で予算の執行すべきものと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

分かりました。勉強になりました。要はそっちにお願いせろってことですよね。だから私がこういう場で説明するんじゃなくてということですよね。分かりました。そこは理解をさせていただきました。ありがとうございます。

次の質問に行かせていただきます。反問権の話なんですけど、答弁で質問が丁寧で論点が明確であるため反問の機会がなかったということなんですけども、恐らくこういう答弁しかないのかなっていうのも質問をしたところなんですけど、まず私自身今までのこの中で感じたことでちょっと質問を書いとるんですが、そういった中で申しますと、質問の趣旨と答弁がなかなか噛み合わないような場合もあって、恐らく執行部の方たちが丁寧に丁寧に答弁に対応をしてくれてるのかなとは思っておるんですが、一方でやっぱり内容が伝わってないのかなと思う部分もあるわけですね。そういった場合には是非反問していただければ、恐らく論点が明確で答弁をしてるんだということなんだろうけども、中にはちょっとこう意味が分からないなっていうこともあるんじゃないかなと思うんですよ。だから私の場合で言ってるんですよ。だからそういう場合には是非反問していただければ、その論点とか争点が明確になって議論も深まったのかなと思うようなそういう場合もあったもんですから、そういう素朴な疑問として質問をしたところなんですけど、どうなんですか。全て分かりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

これまでの答弁におきましても、質問の意図を酌み取りづらい質問があったかと思えます。これに対しましては、うちもそれなりに前置きを、こういうことなんですけどもこうなりますっていうような答弁をさせていただくこともありました。またその質問をされた議員もその答弁で、もしその回答で理解ができていれば納得されたのだと思っております。また、それに納得できない場合は、質問された議員の方も再質問の方でもう一度

尋ねているということで、それぞれ今まで答弁をされてきたと思ってます。また議長から質疑に対して関係性とかについてちょっと分かりづらい場合には、議長の方からも説明の要求をしていただいております。そのようなやりとりの中で質問者の質問について私ども誠心誠意お答えをさせていただいてるということでございます。当然その質問の趣旨がほとんど分からない場合がございましたら、当然反問させていただいて確認をした上で答弁の方をさせていただくように努めさせていただきたいと思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

この反問につきましては、まだまだ反問権を認めていないという議会もたくさんあるわけですね。そういった中で本町においては、反問内容とかそういったものにも特段厳しい制限も加えない中で、議員が認めて作った議会基本条例でございますので、やっぱりより良い議論、正しい議論、こういったものを行うべきでも少しでも疑問があれば反問で聞き直すとか、そういった対応をしていただきたいと思いますけど、最後で是非そういうことをやっていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（山口憲一郎議員）

山本総務部長。

○総務部長（山本昭彦君）

答弁する私どもとしてもそのようにさせていただければ、良い討論討議できるんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

分かりました。2番目のマイナンバーカードの件についての質問でございますが、まず答弁の中で行政のメリットとして事務の簡素化、効率化が進んで行くということを考えているということでおっしゃられたんですが、このマイナンバーカードを必要とする行政手続き、皆さん方が受ける行政の手続きの中で、私まだ紙なんですけど、この紙と免許証とセットで持っていった場合と、作られた写真入りのカードを持っていった場合で、どれくらいその効率が上がるのか、そこら辺ちょっと何か具体的に示していただけないでしょうか。どこの所管でも結構です。番号を必要とする手続きの中で。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

議員の御質問にお答えします。免許証っていうのが顔写真付きの公的な身分証明書になりますので、これまでであれば一番確実な本人確認の書類となると思います。このマイナンバーカードというのも顔写真が付いておりますので、ほぼほぼもう免許証とイコ

ール、同等の公的な本人確認書類、身分証明書になるというふうに考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

紙ベースを持っていたときの申請と新しく作られたカードを持って行ったときの申請というのは、行政側の対応、受ける恩恵はちょっと変わらんってことですかね、全然。そこら辺のメリット私は何かないのかなと思って。そこら辺のメリットがあれば私も作らせて貰おうかなと思ってですね。こういうやりとりを皆さん見ていただければ、何か参考になるのかなと思って質問しとるんですよ。だからマイナンバー制度、この目的を私調べてきたんですが、これは国民の利便性の向上と行政の効率化、それと公正公平な社会の実現ということで税や社会保障の正しい負担や不正受給の防止ということで、これがマイナンバー制度の目的ということで示されておるんですが、これを達成するために紙とカードでどう違うのかを私ちょっと知りたくて質問をしておるんですよ。何でもかと言いますと、しゃかりきになって普及を促進されてますよね、今町の方が。これも例えばいろんなイベントにおいてブースを設置してとか、いろんな職員の負担とか行政負担、新たな財政的な負担とか掛からんならどンドンやったださいでいいんですが、そのものも幾らか普及するために掛かってるんだということであれば、そこまで力入れて、メリットがなければやらなくてもいいんじゃないかなと。あくまでも広報で周知するとか、住民課の窓口で随時受け付けるとか、そういうことでいいんじゃないかなと思ったもんですから質問をしておるんですが、どうですかね、改めてさしたる事務の効率化というのはどういうものがあるんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

現在のところ紙の通知カードとマイナンバーカードっていうのは大きな差は無いと考えております。行政の手続きの中では。今後国の方が町長の答弁でありましたとおり e-Tax の関係では電子納税証明書の出力の機能の拡大とか、インターネットバンキングの認証手段に使うとか、マイナンバーカードの方ですね。それから自治体の税金等々の公金納付をクレジットカードで納付する際にその認証機能としてマイナンバーカードを使うとか、そういったいろんな多機能なものを今、国が新たに取り組んでいるようでございます。そういった中で今後いろいろ住民の方のサービスが向上して、公的なものについてはいろんな証明書の添付が不要とか、申請がオンラインでできるとか、そういったものの中で少しずつ役場の事務の効率化とか、軽減も図れていくのではないのかなと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

浦川議員。

○4番（浦川圭一議員）

少しずつ軽減が図られていくんじゃないのかなということであれば、少しずつ普及に努めていってもいいんじゃないかなと思いますので。あくまでも作る側の人達が自分にとって便利か便利じゃないか、必要か必要じゃないかということ判断をされてると思うんです。その結果が現状のところ約15%でしたかね、それぐらいで。だからもうここはこれでいいんじゃないかなと私は思っておるものですから。ただ、普及をさせないということじゃなくて、来た人のはやっぱりきちんと作ってさしあげるという体制で、あまりこうしゃかりきになって施政方針でも町長どんどん増やしていくんだということを述べられておりますけども、そこまで一生懸命やる必要があるのかなと、最後はそういう感じを述べさせていただいて終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで浦川圭一議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時28分～10時45分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順2、吉岡清彦議員の①名君へ向かっての心意気について、②危険な場所の対策について、③イノシシの出没対策についての質問を同時に許します。

13番吉岡清彦議員。

○13番（吉岡清彦議員）

では、質問いたします。その前に、先程同僚委員からありましたけれども、新型肺炎に対する町長以下職員一同の対策について心から感謝申し上げます。これからもよろしく願いいたします。では、質問に入ります。大きな点が3点ありますけども、まずは、名君に向かっての町長としての心意気をお尋ねします。吉田町長も4月から名君へ向かっての本格的なスタートと思います。以下、心意気をお伺いします。（1）ある住民の方が「民の幸せ一番に」という言葉で、町長を称えるような気持ちで詩を作っておりますが、どのような気持ちで町長が思っておられるのか、捉えておられるのか、お聞きいたします。（2）町民の幸福度日本一を掲げて当選されました。そのときのインタビューで、課題は産業の活性化、大きなものしか挙げてませんが、何点もありましたけども、あるいは、今後の抱負では、民意はどこにあり、何を求めているかを常に頭に入れていくと答えておられます。どのような成果が出ているのかをお尋ねいたします。

（3）今後の諸課題、大きな懸案事項に向けて取組は何か。特に、高田南土地区画整理事業、都市計画道路西高田線、防災拠点の在り方、図書館建設についてなどお尋ねします。大きな2点目で危険な場所の対策についてです。最近、大雨、地震などの自然災害や人的な災害など予期せぬ事態が各地、各国で発生しております。我が町でも、対策が必要と思いますが、以下お伺いいたします。（1）町内に丸型の石が車の進入禁止と

して設置してあります。特に、中尾城公園のブリッジの入口にあるものがものすごく大型であります。諸事情で、もしこれが転がっていけば、長与駅まで到達する可能性があり、ものすごい多大な事故となる恐れがあります。大丈夫なのか、改善策が必要なのか、ちょっと素人的ですけども、心配であります。(2) 歩道のタイルが割れたり、はね上がったたりしている場所が多数あります。引っ掛かって転倒の危険があると思いますが、どう思うか。(3) 横断歩道の歩道側にツツジなどを植栽しているが、以前から何回か指摘しているわけですけども、車からは見通しが悪く危険である。強固な鉄パイプなどに変えるべきと思うがどうか。(4) 昨年の大津市の園児を巻き込む交通事故がありました。1年近くなろうとしているが、本町における交通安全の対策はどうなってきたのか。(5) 民有地、個人の生垣が歩道などに張り出してくる時期となってきましたが、歩行者や車両などに対する危険性があります。見通しが悪いですね。住民は生垣の管理の仕方がよく分からないと思うので、その対策として、剪定業者など協定して安全性に取り組むべきと思うが、どうかですね。大きな3点目でございます。イノシシの出没対策について。イノシシの問題は、山間部におけるものと今までは考えていたわけですけども、最近は民家近くまで出没しつつあるように思います。その対策についてお伺いします。(1) 長与ニュータウンの近くまで出没していたことが、私自身も聞き及んでおります。また、役場近く、武道館とか図書館とか、その一帯の裏山で出てくることを私も確認をしておりますが、このように民家近くまで出没する原因はまず何なのか。(2) 捕獲対策はどのようになっているのか。(3) 今後、住民自身での対策も必要となってくると思います。どのような対策が必要なのか、またその在り方などをお知らせも必要と思うが、どうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、吉岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。1番目1点目の御質問でございます。町民の皆様より温かいエールを送っていただいているということであれば、本当にありがたいことございまして、身に余る光栄だと思っております。長与町長に就任以来、町政の最大の目的であります町民皆様の幸せな生活の実現を目指して、職員とともに、常に町民の目線と立場に立って、町政の推進に努めてまいりました。これからも、皆様方の御期待に添えるよう、さらなる情熱と誠意をもって施策に取り組んでいく所存でございます。次に2点目でございます。初当選の課題は「産業の活性」、今後の抱負では「民意を常に頭に入れていく」と答えた成果はどうなっているのかというお尋ねでございます。産業の活性といたしまして、本町の特産品であります柑橘への品質向上対策や、優良苗木への更新などへの支援事業、6次産業化の推進、直売所における消費者ニーズに応えることができるよう、直売所向け野菜や花卉の苗の購入に対す

る支援などを行ってまいったところでございます。また、平成26年には、農業支援センターを開設いたしました。農家に寄り添った活動を行い、農業振興に努めてまいったわけでございます。商工関係といたしましては、小規模事業者の経営を支援する融資事業、また、店舗リフォームへの助成、令和元年度には空き店舗を活用したチャレンジショップやマッチングサイトを開設いたしまして、未来の事業者への創業支援及び商店街の活性化に努めております。そのほか、29年5月には大型商業施設が開業し、町民の利便性の向上、雇用の拡大が図られているところと感じております。今後も、関係機関及び近隣市町村と連携を図りながら、地域に根差した特色ある農林水産業をつくり、活気に満ちた商工業、観光づくりを取り組んでまいりたいと考えております。次に、町民の皆様のご意見をいただく機会といたしましては、就任当初より継続して行っておりますはっとミーティングやまちづくり提案箱、また、各種総会や大会におきましては時間の許す限り参加させていただきまして、多くの方々から御意見を頂戴し、まちづくりの参考とさせていただいているところでございます。現在では、本町の成り立ちや特性を踏まえ、特に子育て、教育、健康づくりを施策の柱に据えまして、様々な事業を実施いたしまして、魅力ある町づくりに取り組んでいるところでございます。3点目の、今後の諸課題に向けての取組ということでございます。現在進めておりますまちづくりにおきましては、社会保障関係経費の大幅な伸び、あるいは進行中の大型公共事業、さらに今後老朽化した公共施設などの維持管理経費の増大が見込まれる中で、厳しい財政運営を強いられておりますのは議員御案内のとおりでございます。このような中に、高田南土地区画整理事業におきましては、長崎県による一括施工の入札も無事終わり、現在、今年度内の契約締結に向けた手続きを順次進めているところでありまして、ようやくではございますが、事業の道筋が見えてまいったところでございます。また、都市計画道路西高田線におきましては、フォーレツインキャッスル出口付近から高田踏切付近までの区間におきまして、中でも狭隘な踏切付近より建物移転補償交渉を進めておりまして、用地が確保できた区間から順次拡幅工事に着手をしましてまいっております。今後も、早期の事業完成に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。防災拠点の在り方につきましては、役場を長与町の防災拠点として位置づけまして、平常時と災害時の2つの観点から整備を進めております。平常時には、施設の管理、関係機関との連携により防災拠点として使用ができる体制を用意しております。災害時には、指定避難所として位置づけられた学校施設、その他の公共施設などの核となる施設として、また人的動員や緊急物資の輸送、災害情報などを迅速に提供するための拠点として整備を進めているところでございます。今後も引き続き、災害時における協定の締結をいただきました各種事業所様や団体の皆様のご協力もいただきながら、町民の皆様が安全で安心して生活できるまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えております。新図書館の整備につきましては、今申し上げました大型事業の推進計画を踏まえ、財政上無理のない時期での建設着手を念頭に事業スケジュールを検討してまいりたいと考えております。今後も、各

種施策の実施にあたりましては、常に優先順位を確認しながら、効率的かつ成果を重視した行財政運営に努めてまいります。

次に2番目1点目の危険な場所の対策ということでございます。この丸型の石は長与町内では、中尾城公園やほかの公園などにおきまして、施設入口部に車両の進入防止のための車止めとして設置をしているところでございます。この車止めの構造といたしましては、内部に幅が広い四角形の支柱があります。その支柱と一体化して形成しているものであるため、衝突などによりまして、その丸型が破損した場合、球状型でそのまま転がることはないわけでございます。今後も車止め等の公園施設につきましては、安全面及び景観面を総合的に考慮いたしまして、設置してまいりたいと考えております。次に2点目の歩道タイルについての御質問でございます。町が管理する道路におきましては、利用者からの通報や職員によるパトロールなどで把握できた補修や修繕が必要な箇所につきましては、すぐに現場確認を行いまして、安全対策を施し、大規模修繕が必要な場合や対応が難しい箇所以外は直ちに対応するよう体制をとっております。今回御質問の歩道のタイルにつきましても、ほかの道路と同様に補修修繕を行いながら、現場に応じて、一般的な黒色のアスファルト舗装への変更により、歩道の維持管理に努めてまいりたいと考えております。次に3点目の横断歩道の側の植栽についてのお尋ねでございます。見通しが悪い道路及び交差点におきまして、利用者や各所からの御指摘をいただいた場合には、すぐに現場確認を行いまして、必要に応じまして剪定伐採を行っており、今後も同様に施工をしてまいりたいと考えております。また、今回御提案をいただきました安全施設につきましては、利用者や地元自治会等と協議を行いながら、安全確保において最良となるよう努めてまいりたいと考えております。4点目の交通安全の対策の質問でございます。大津市の事故後、各自治体におきまして、幼稚園児、保育園児等の未就学児童が日常的に利用する道路における、各施設、警察、県、町等の関係者による合同点検が全国的に行われております。本町におきましても、国、県からの通知後すぐに合同点検を行いまして、問題があると判断された箇所につきましては、道路等の各管理者で対応し、即時対応できる箇所におきましては、既に対応を行っているところでございます。また、協議が必要な場合や、施工規模が公益的な箇所につきましては、令和2年度に対策工事を行うこととしております。ほかにも、安全対策につきましては、設備整備のみならず、事故後すぐに各学校、保育園等におきまして、歩道の歩き方や交通ルールの指導などを行い、交通安全に対する意識及び能力を身につけるよう活動を行っております。また、運転者に対しても交通ルールの遵守、運転マナーの向上を求めるよう交通安全運動などでの啓発活動とともに、各家庭、各施設、関係団体等と協力しながら交通安全の啓発を行ってまいりたいと考えております。5点目の私有地の生垣の管理の御質問でございます。御存じのとおり私有地から道路にはみ出している生垣等の管理につきましては、所有権が土地所有者にあるため、事故や災害等での緊急的に対応を迫られる場合以外、基本的には所有者におきまして剪定伐採等の管理をお願いしており

ます。しかしながら、議員の御指摘のとおり管理の仕方が分からない方や、昨今の高齢化などにより管理不足になっている箇所が増加しているようにも思われます。そのため、道路利用者が安全で安心して利用できるよう、広報紙やホームページ等での広報活動、及び現場パトロールでの依頼を継続しながら、今回御提案の民間業者との協力なども含めまして、適正な管理ができるよう検討をしてみたいと考えております。

次に3番目1点目のイノシシの出没対策でございます。本来イノシシは警戒心が強く、臆病な動物でございます。人間に対しましても強い警戒心を持っております。人里から離れた低い土地から低い山の広葉樹林、いわゆる里山と言われる所で息をしているようでございます。また放浪する習性もあるようで、近年では、市街地への出没や里山周辺の農地へ侵入し、農作物への被害が毎年報告をされております。近年の社会構造の変化とともに生活形態も変化し、里山林をはじめとした生活圏に隣接した森林では、整備のための間伐や伐採及び下草の除草作業が少なくなったことで、市街地周辺が藪化し、イノシシが好んで活動する状況もあるのではないかと考えております。さらに、住まいや空き地などに長期にわたり放置されたごみなどが誘発要因になるのではないかと推測をしているところであります。このように、市街地の周辺や隣接する山林などの周辺環境がイノシシにとって隠れやすい、行動しやすい、餌が得られやすい、そういったことで、地域の様々な環境の変化が出没の要因ではないかと考えております。2点目の捕獲対策はどうなっているのかという御質問でございます。農地におけるイノシシなどの有害鳥獣の捕獲につきましては、中彼猟友会長と支部と有害鳥獣捕獲業務委託契約を締結しておりまして、箱罠設置や猟銃による捕獲に取り組んでいるところであります。また、市街地に出没したイノシシによる被害の連絡を受けた場合は、通学路や市街地への箱罠の設置は危険が伴うため、市街地付近の農地や山林に箱罠を設置し、捕獲を行っているところでございます。今後も関係機関と連携を図りながら、有害鳥獣の捕獲に取り組んでまいりたいと考えております。3点目でございます。今後は住民自身での対策も必要となってくるが、どのような対策が必要なのかということでございます。イノシシは多くの野生動物の中で、先程申し上げましたように、警戒心の強い動物でございます。草むらや藪を好みます。また、畑に放置されたミカンなどの農作物や、収穫をされていない柿や栗などの果実もイノシシの餌付けにつながる可能性があります。このようなことから、市街地付近におきまして、イノシシの隠れ場所と餌場をなくすことでイノシシが近寄りやすい環境づくりが必要になってくるのではないかと考えております。また市街地に隣接する森林につきましては、長崎県による里山林整備事業というのがあります。それを活用いたしまして、森林所有者や地元住民と合意形成を図りながら、イノシシが里山に下りてこないよう緩衝帯を設置いたしまして、イノシシとの棲み分けを図ってまいりたいと考えております。今後も、農業関係機関と連携を図りながら、広報やホームページなどによる周知を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

詳しく御説明ありがとうございました。1点目の名君に向かっての心意気ということで、名君といえば昔みたいな言葉に聞こえますけども、トップの人がどういう形でその団体を幸せに向かっていくか、それが、私から見た名君になるわけですけども。その住民の人も町長の今までの姿を見て、そういう気持ちで詩を作ったんじゃないかと思っております。これ以降も、日に新たに、日々に新たなりという言葉もありますけども、よりそれに向かって町長が町民のためにやっていただければと思っております。2番目の、産業の活性化はどこにあるかということでございます。いろんな政策をしてきているのは分かっております。そこで、民意はどこにあり、何を求めているかというのを常に頭に入れていくというのが大事なことじゃないかと思っておるわけですけども、よくほっとミーティングをやっておられますけども盛況にやっているのか、それが何か違った形で政策に向かっていったのか、何かそういうのがあればよろしく願いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

中村秘書広報課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

ほっとミーティングにつきましては、町長が地域に出向きまして地域住民の皆様と長与町をより良くするためのアイデアや地域の課題などについて語り合う場です。就任以来26回開催しております、今年度は既に4回開催しております。その中で、様々な御意見をいただいておりますので、まちづくりの参考とさせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

参考にしていただいて、議会あるいは自治会、いろんな形で出てくるわけですが、同じことがあると思いますけれども、何かこれに向かって取り組んできた、住民の皆さん方にお知らせする何かそういうのがあったならば、例を挙げながら願いたします。

○議長（山口憲一郎議員）

中村秘書広報課長。

○秘書広報課長（中村元則君）

今年度、特に4回開催しているんですけども、大学生の方、それからシーボルト大学の情報セキュリティ学科の方などと意見交換もさせていただきました。また、西そのぎ商工会青年部の方などと意見交換する中で若い方の御意見など、参考にさせていただくような御意見をいただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

これからも、先程言いましたように、日に新たに、日々に新たにという気持ちで、また皆さん方も一体となって取り組んでもらえばと思っております。（3）今後の大きな諸課題ですけれども、高田南。この前も説明がありました。いよいよ、今年度で契約ということで期待しているわけですが、県もこれ絡んでいるので、なかなか町独自で言えないところもあると思いますけれども。常に言ってるのが、長与の入口としてのきれいなまちづくり、団地としての期待をしております。そういう点は今からのことですので、これだけで止めておきます。あと、西高田線の踏切まではきれいになるかと思うんですけども、要は常に言われているのが、踏切を挟んでその先とか、あるいは、その先をどうするかっていうのが、これからの大きな課題と。今までのところは、ある所をちょっと広げればいいのか、何かそういう形でいけるわけですけれども、本来なら、その先をどうするかっていうのが、これからの吉田町政のやり方と思うわけですけれども、この先をどうするかっていうのが何か、町長として、あるいは関係部署として、ここまでは当然やるけれども、その先をどうするのかというのが、もしあったならばお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

先程町長が答弁申し上げましたとおり、高田踏切付近の拡幅を今現在進めております。その先の主要地方道長崎多良見線、こちらについては県道でございますので県の方に、渋滞等も今現在あっておりますので、こちらの方とも今後はどういうふうにしていくか、検討してまいりたいというふうに思っております。計画は今のところございません。今の時点では、どうするということは考えていないというところでございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

町の長期計画として、そういうのは常に頭に入れておかないといけないのではないかなと思うわけですね。ここまでやればもう終わりとか、また、その先をどうするかというのを常に頭に入れてやっていくのが、皆さん方の、常に言っている、仕事じゃないかなと思うわけですね。もうそこまでやれば俺の仕事は終わりだとか、我々の仕事は終わりじゃなくして、町長として何かそういうこれからひょっとしたら脇をこうやるとか、そういう構想もあってもいいと思うわけですけれども、町長としてはどういう気持ちでおりますかね。その先のことですね、要は大事なことですので。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

今、吉岡議員がおっしゃったとおりだと思うんですね。当然、整備されていきますと

県道が混み合うということもあります。これについてはまだ具体化はしてませんが、連携中枢都市ということで、時津、長崎市といろいろやっております。特に道ノ尾駅の所は、長与町から206号を越えて工業高校の方に行く道は市の方で造っていただくと、もう1本道ができるんじゃないかと思います。これも長崎市の方に今後とも要望していくということでございますし、また、206号線に繋がる道ということで、まだ具体的な計画にのっておりませんが、時津町とも縷々相談をしながら、会議を開きながら、どういった形のものができるのかというようなことで、話し合い等々をしているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

長与の発展を願うならば、線路を挟んで両側に基幹道路というのが必要ではないかと思えます。そうしないとまた混み合ったりして、一番大事なところではないかと。町長の仕事として、これから大事な計画性とか、いろいろな所と相談しながらやっていただきたいと思っております。それが町長の仕事と思っております。あと、防災拠点ですね、図書館と関連していくわけですが、毎回、あそこの図書館の敷地、確保していますが、あそこにそういう総合的な何かも必要じゃないか、それによって予算の確保なんかもできるんじゃないかというような形でいろんな人たちも提言してきておりますし、私も言ったことがありますけれども、そういうことを踏まえて話をしているわけですが、今はそういう考えはないのかどうか、再度そのところをお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

議員の御質問にお答えします。まず図書館の建設に関しましてですが、当然、図書館の建設用地、公共施設という形で建設されるわけでございますので、私どもとしましても、そちらの中で当然、地域住民の避難場所としての施設として建設要望をさせていただいているところでございます。また拠点というお話でございましたが、現在長与町の場合は役場庁舎を国の方に防災拠点という形で登録をさせていただいております。昨今の大規模災害によりまして、国の方から拠点の明確な指定という形で登録をさせられておりまして、役場の方を登録させていただいている状況でございます。しかしながら、一箇所集中の拠点という形ではいろいろな対応をする必要があるということで、幹線道路の近くであったり、それは物流の関係でございます、そういう形で一箇所集中型ではないような拠点を設けるようにということでございますので、今から建設される図書館については、避難所としての要望もしくはそれ以外の対応ができるものであれば、要望させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

町長のこれからの取組について、ごく簡単にお尋ねしました。またいろんな人たちが、また違った形で町長に向かっての意気込みを聞いていくでしょう。大きな1点目についてはこれでは終わりたいと思います。あと、2点目の危険な場所ですね。どうしても、素人的に丸型のあの大きなのが、特に長与は坂の町なんですよね、おまけに坂の上に、大学の前の坂の所にあるし、中尾城公園のあれを見て常々思ってたわけですけど、専門家がするわけだから、そう簡単には転がらないと思うけど、やっぱり地震とかいろんな形で倒れて、あれ転んだら駅まで止まらないと思うわけです。それこそ、人が通ったりしていたときに大変なことになるんじゃないかと思っております。まあ、大丈夫だということでもあります。そういう点は安心しておりますけども、今後そういう危険がないことを願っているわけです。あと2番目の割れた所ですね。結構、最近ひどいような、特にあるわけですね、よく新聞等々ニュースで、どこどこの施設で倒れて、何百万、何千万の補償が確定したとか、そういうのがニュースに、新聞にも今までも出ております。はっきり言ってですね。なる前に、何でも予防、健康も一緒ですけども、なる前に取り組んでいくのが、行政側の仕事と思っておりますけども。今後はアスファルト化していくということでやってるわけですけども。まずはどういう所から、優先として取り組む気持ちがあるのか、ちょっとそこが分かっていたらお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

優先順位といたしましては、基本的にはまず長与中央線、どうしても歩行者が一番多い所だと考えておりますので、こういった部分を中心にやっていくことになろうかと思えます。しかしながら、この部分をするよ、どこの部分するよというのは、今後のほかの計画と、例えば中に入ってる水道管、下水道管、ガス管とか、そういったものとの整合性を図りながら、順次進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

事故が起こる前に対策をお願いしたいと思っております。3番目の横断歩道の側にツジ等低木を、膝ぐらいまでのがあるわけですけど、常にもう3回くらい言っているわけですけども、どうしても、植物も生き物ですので、切っても上がってくるわけですね。だから片側の方ではもう植栽はしてない。言うなれば、中尾城公園の入口が一番分かりやすい、駅側の方は無い。向かって左側は有る。よくあそこを例に出すわけですけども。右側のように1回ああいうパイプ類をしておけば済むわけですね。だからそれをずっと前から言ってるわけですけども。そういう形で、やっていった方がこれからは。

どうしても我々は上から見て仕事をするわけですね。上から見て安全だとか安心だとか見ていくわけです。しかし、車を運転するのはこれぐらいになってくるわけですね。すると見にくい、子どもがいる、そういうのを言ってきてるわけです。我々の見方というのは、上から見ると、中間から見ると、座って地べたに這って見ると、常に言ってますけども、虫の鳴き声を聞くような気持ちで何でも取り組んでいく、3つの見方があると思うわけですね。そういう見方をやっぱり我々も皆さん方もして行って、これからの安全対策に向かって行って欲しいと思うわけです。もしそういうのに再度、ちょっと調査して対策をするというのか、再度お願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

御指摘のとおり、運転者の目線、それと子ども、児童の目線、こちらの方も十分勘案をしながら、議員御指摘のとおり、これから安全対策等々につきましては、万全な体制をとりたいというふうに考えてるところでございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

よろしく申し上げます。（4）の津江市で起きた事故、私も6月だったかお願いしましたけども、対応している所もある、また今後もいろいろ向かっていくということですが、どういふ点で対応を実施してきたのか、何か例があればお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

町長の答弁にあるとおり、国県等から通知が来まして、その後すぐ幼稚園保育園とかと一緒に警察、県とか、そういったところと一緒にやっております。そのときに出てきたのが、どうしても、子ども目線で考えると、大人もそうなんですけど、どうしても歩道部分が危ないというのが結構ありました。そこを通るときに気づかない部分、普通に大人だけで通っていたら分からない、ただし子どもの目線だと、こういうところも危ないねと、そういった部分が出てきました。そういった部分の箇所につきましては、路側線を再度引き直したりとか、フェンスをつけたりとか、防護柵、ほかにもポールコーンとかで目立つようにする、どうしてもハード的な面で行くと、車を全て止めるということはできませんので、なるべく目立つような形をとる、そして少しでも安全が確保できるように対策をとってきております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

前回、役場の前の大きな信号、橋の際のことを言ったわけですけど、たまたま1週間くらい前ですか、バスと何か事故があったのかな、バスが停まって、片一方の方では軽の車がやきとり屋の駐車場の横の所に停まって、警察官が何かしていたので、何か事故があったみたいですけども、あそこもちょっと言ったわけですけども、どうしても、あそこは広いから、車が突っ込んでくるんじゃないかと。だからどちらがどうなっているのか知らないけれども、バスが突っ込んで軽が歩道の上に上がっていけば、巻き込んでいるわけですね。私はそういうのをちょっと心配して言ったわけですけども、それがなかったから良かったけれども、一番子どもが通る所ですね、あそこはですね。だからそういう所の、あとで分かったんですけども、私がちょっと厳しく言ったわけですけども、確かに点字ブロックがあるからすぐにはできないと言い方をしていたわけです。だからそういう点の何か、次に向かって、そういうものをどう今度は改善していくか、あるいはそれを、まだ置きながらどうしていくか、それを次に考えないといけないというのが私のあのときの質問の仕方だったわけですけども。何かそういう点についての、結構あれが広いものだから、そういうところを考える必要があるんじゃないかというのが、私の言い方なんですけども、何か、それに向かって、どういう検討してきたとか、何かそういうことをしてきたならば、ちょっとお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

議員からの御指摘のあと、いろいろなハード面での方法論を考えてみました。しかしながら、橋梁部分、どうしても橋がありますので、この橋に支柱を立てるとか、そういうことができないという大きな部分がありまして、ほかの方法もいろいろ研究はしてるんですが、今のところは良策というものがちょっと見つかっておりませんので、まだその分については今後も研究して、進めていくものだと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

そういう前向きに何でも対応していくというのが大事じゃないかと思っております。

（5）生垣ですね。たまたま、町の方でも私有地から道路に張り出している樹木の管理をお願いしますということで載っておりました。確かに、僕も今まで自治会長やって、いろんなニュータウンの道路などの剪定なんかをお願いして、こういうのがあるのは分かっているんですけど、一般の方々はなかなか分からないわけですね。特に雨の時期になると、道路、側溝まで住民の方々は出していいように感じてるんじゃないかと思うわけですね。ブロック塀やフェンスから、樹木は敷地内にあるけれども、はみ出してきて茂りますから、側溝ぐらいまでもう出てるわけです、はっきり言ってね。まさかここは人が通らないからいいじゃないかという、ひょっとしたら住民の方は思うか分かりません

けども、傘なんか差したらもう、半分はもう使えないわけですね。だからそういうことをやっぱり何らかの形で、まあこうやって載せてるから、載せてる場合じゃなくしてね、私も自治会長をしてるときに、やっぱそういうのが何件かあって、お願いしたことあります。住民の人から、おまえ何の権限で俺にそういうこと言うのかって言われたことあります。はっきり言ってね。だから民有地に対するいろんなお願い事は難しいんですね、はっきり言ってこれはですね。こうやって出ておりますけれども、そういうことをやるというのは確かに難しいわけですから、自分で剪定する人もおりますけども、結構やっぱり後始末が大変だから業者をお願いする。そういうことで植木業者とかね、剪定業者などとタイアップして、これだけはカットしないとけませんよとかいうアドバイスを、命令じゃないけどもしてもらえれば、だんだん住民の人も分かってくるんじゃないかと、そういうことで検討したいという気持ちだったんですけども、再度、そのことについてお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

今回御提案いただきました民間業者、こちらの方ともまだ正式な話とか、どういったところまでできるのかという部分というのはまだ協議はしておりません。ただし、方法論としてはそういったものの可能性は捨てておりませんので、今後、特に地元業者とかとお話を詰めていくことを考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

イノシシに入ります。この前の新聞では釣り人が相撲取って海の中に捨てた。そうできる人はいいんですけどね。ほかのずっと前の記事を洗い出して見ていたら、イノシシに襲われて死亡した。そういう記事もやっぱり出てるわけですね。ある人に言わせれば、目の前をイノシシがゆっくり逃げて行った、何もせんばいという人もいるわけですね。いろんなイノシシもいるのかなと思っているわけですけども。今日も同僚議員からイノシシのことで、自分たちの地域にも出てるということが心配ということでお願いしますっていう話があったわけですけども。私自身も武道館とか図書館、公民館の裏で出てるということで、実際、場所も見に行きました。だから間近に来ているのは事実なんですね。ニュータウンにしても近くに出て畏にかかっていた。そういうことですぐ役場の方をお願いして対応してもらったわけですけども。だからもう犬猫と同じようにイノシシが出る場所とか、時期とか、頭数がおるんじゃないかなっていう気ではいるわけですけども、原因はそれぞれあるでしょう。頭数なんかやっぱり増えているのか、捕獲数がどんどん増えているのか、ちょっとそういう点が分かれば、よろしくお願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

町内の捕獲数になりますが、昨年30年度につきましては116頭、29年度が96頭、28年度が195頭、27年度が184頭、遡りましたけども、ここ何年かにつきましては、減少とまではいきませんが、農地に対する捕獲については減少しております。ただ、農地以外の場所で、捕獲ではないんですが、こちらについての相談、お電話があった件数につきましては、平成27年が10件、28年が5件、29年が1件、30年が7件、今年に入りまして1月末時点で7件ということで、市街地での相談件数の方は若干増えてるような形になっております。以上になります。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

だから、市街地の人たちがやっぱり心配な面が出てきているということになるわけです。新聞によりますと、長崎市が新年度から生活環境被害対策ということで予算で組んでいくとか出ておりましたけども、確かに長崎市の方も市民から寄せられた相談のうち約6割が生活環境、身近な、山間部じゃなく、関する内容だった。効果的な対策が求められておると言っているわけですがけれども。今後、こういう生活環境被害に対する、これからの町の対策、何か出ておったかな。ちょっとよろしく願いいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

中嶋住民福祉部長。

○住民福祉部長（中嶋敏純君）

先程担当課の産業振興課の答弁で相談対応件数といいますか、年ごとの通報があったようでございますけれども、市街地に出没して、その被害というのがあっていない状況に今なっております。農地等におきましては、農作物等の被害ということで毎年報告があつてるようございますけれども、これは被害がないと、むやみに捕獲をしたりとかいうようなことが、動物愛護法とかがございまして、できないようになっております。なので、まずは、こういう言い方はあれですけども、追い払いをまずやっていくという状況で、今対応等を図っているところです。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

なかなか、難しいところがあるでしょうけども。今までは、町内放送で「猿が出没した」と言って、注意してくださいということがよくあって、最近は猿はいないのか知らないけれど、何かよく目を合さないでくださいとか、何かそういう住民の方に対する対応の仕方が説明があつてましたよね。最近は猿は出ないから、いないのかなと思いますけれども。熊の場合は、寝たふりをせろとか本当か知りませんが、あるわけですね。

れども、だからイノシシの場合にはどういう、僕なら僕が遭ったときに、対応するのか、寝ろというのか、逃げろというのか、取り組みというのか、何かそういう命に対する我々人間のあり方っていうか、何かそういうのがあれば教えてもらいたいですけどね。

○議長（山口憲一郎議員）

川内産業振興課長。

○産業振興課長（川内佳代子君）

もしイノシシに遭遇した場合ということで、毎年3月と11月の広報に、文字だけでの表示にはなるんですけども、子イノシシに遭遇した場合は親がいる可能性があるので、決して近づかないでくださいとか、あと威嚇をしたり、追い払いを無理にしないでください、あと、後ろを向かずゆっくり後退しながらその場を離れてください、イノシシの目を見ないようにしてください、というような注意喚起を広報に載せさせていただいております。今後につきましても同じように周知の方させていただきますのと、あと、市街地の方で見かけた、目撃があったっていう場所につきましては、このような文書をラミネートにはなるんですけども、文書をプレートにしまして、近隣に設置をさせていただいて、イノシシが出ましたよってというような注意喚起も一緒に行っております。広報のを参照していただければと思います。以上になります。

○議長（山口憲一郎議員）

吉岡議員。

○13番（吉岡清彦議員）

なかなか犬猫みたいにかかないから、大変だと思いますけども、我々も1つの方法をやっぱり知っておく必要があるんじゃないかと、住民もですね。分かりました。町長がこれから名君に向かって、どう取り組んでいくかということを基本的にお尋ねしました。今後の町長の手腕を期待したいと思っております。最後にこれは質問ではないですけども、昨日の全協で言いましたけれども、新型肺炎に対する町の取組、感謝するわけですけども、ちょっと児童館のことを言いましたけれども、何かできれば子どもが引きこもるよりも伸び伸びとできるような場所があるみたいですから、再考できないかと思って、これは別ですけども、言葉として終わりたいと思います。以上です。終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで吉岡清彦議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時まで休憩をいたします。

（休憩 11時41分～13時00分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き、会議を再開し、一般質問を行います。通告順3、西田健議員の①町の公園の在り方について、②町の道路状況についての質問を同時に許します。

3番、西田健議員。

○3番（西田健議員）

午前中にも同僚議員の方から新型コロナウイルスに関してお話ありましたが、このたび新型コロナウイルスによりお亡くなりになられた方々に対し、心よりお悔やみを申し上げます。さらには、感染され治療中の皆様におかれましては、早期の回復を心より祈念申し上げます。それでは質問書を読み上げます。

①町の公園の在り方について。町長は、住みたい、住み続けたい、住んでよかったと感じるようなまちづくりをテーマに掲げています。そのテーマに沿った長与町のまちづくりの1つとして、公園の在り方について考えてみました。町の公園は、各地域の皆さんが楽しんで利用できるよう、それぞれの場所でその役割を十分に果たしてきましたが、急速に進む少子高齢化の中で、現在の利用状況やこれからの公園の役割や在り方について検証してみる必要があります。子どもたちを取り巻く環境も変化してきており、公園で遊ぶ子どもの減少や遊具の撤去、遊ぶ内容の規制など本来の目的が大きく削がれているように思います。一方、増加する高齢者にとって、公園は新たな憩いの場となりつつありますので、各公園がそれぞれの役割を果たすために、より一層の充実が必要と考えます。そこで、以下の質問を行います。(1)長与町の公園管理について、基本的な考えをお伺いします。(2)長与町の公園の利用状況はどのようになっているのでしょうか。(3)子どもが楽しむ遊具についての考え方を伺います。(4)高齢者の憩いの場として利用促進に向けての考え方を伺います。

②町の道路状況について。年々増加する自動車の数は、交通渋滞や交通事故を招く大きな要因となっています。先月も町内において死亡事故が発生しましたが、交通事故防止について、車と道路の安全確保が重要な課題となります。町内の交通事故は減少傾向にありますけれども、今後も事故のない長与町を目指して、計画的かつ有効な対策の実行が強く望まれるところです。その中で今回、自動車と比較して弱い立場にある歩行者(子ども、高齢者、身体障害者)の安全確保を図るために、歩道に絞って町の施策をお伺いいたします。(1)歩道の管理基準について伺います。(2)歩道の整備計画はどのようになっているのでしょうか。(3)歩道の危険箇所は把握しているのでしょうか。学校周辺や通学路、商店街、住宅地等。(4)高齢者、身体障害者等の弱者に対して歩道の安全施策をお伺いします。(5)歩道を利用する電動車椅子利用者への対応はどのように行われているのでしょうか。以上、よろしく願いいたします。

○議長(山口憲一郎議員)

吉田町長。

○町長(吉田慎一君)

それでは、午後1番の質問者であります西田議員の御質問にお答えをさせていただきます。1番目1点目の長与町の公園管理という御質問でございます。公園は先程西田議員がおっしゃっているように、みどりと安らぎを提供し、季節を感じ、住民の集いの場となっているところであります。そしてまた地域住民の文化活動や健康づくりのための広場等でもあります。また災害時における緊急避難場所及び復旧のための拠点にもなる

など多目的に利活用がなされており、まちづくりを行う上では必要不可欠な存在であろうと考えております。一方で、本町の公園施設の多くは昭和50年代からの住宅団地造成に伴う公園でありまして、遊具や管理施設におきましては経年劣化による修繕や更新の必要性が高まってきておるところであります。そのような状況の中で、現在、修繕や更新につきましても計画的に取り組んでいるところでございます。そのため、本町としては、公園利用者の安全安心を第一に、町民にとって今後ますます安らぎと憩いの場となるように、公園を造ってまいりたいというふうに考えております。次に2点目の長与町の公園の利用状況という質問でございます。中尾城公園などの有料施設を除きまして、具体的に利用者数などの利用状況につきましては把握していないところでございますけれども、以前と比べまして子どもたちの数の減少や働く世代の高齢化などにより、公園利用者の数は、わずかながらでも減ってきているものと考えております。次に3点目の子どもが楽しむ遊具という質問でございます。子どもは遊びを通して、創造性、主体性、協調性などの社会性を学び、そのことにより能力がより高まり、成長へと繋がっていくものと考えております。公園遊具につきましては、子どもに楽しい遊びを提供するだけではなく、様々な挑戦を提供できるツールの1つとも考えております。この冒険への挑戦がまた楽しさに繋がり、それに伴い状況を把握する能力、あるいは予知する能力などが養われていくものだと考えております。公園遊具の管理につきましては、第一に利用者の安全を考えまして、安心して使用していただけるよう、今後も維持管理に努めてまいりたいと考えております。次に4点目の高齢者の憩いの場として利用促進という御質問でございます。議員御指摘のとおり、当町におきましても今後ますます高齢化が進むことを鑑み、子どもたちが遊んでいる公園に加えまして、高齢者の方々も寄ってみたい公園となるよう、目指してまいりたいと考えております。そのために、今後の公園施設の整備に当たりましては、自治会、老人会など地域の方の御意見を参考にいたしまして、現在ある施設を維持することを第一に考えつつ、新たな児童遊具や健康遊具の設置などで、年齢層を問わず幅広い世代の方々が集い、一緒に利用してもらえるような公園づくりを行ってまいりたいと考えております。

次に大きな2番目1点目の歩道の管理基準という御質問でございます。歩道に関しましては、特段の管理基準及び文面化したマニュアルなどはありません。利用者からの通報や職員によるパトロールなどで把握できた歩道から点検を行い、補修や修繕が必要な箇所につきまして、すぐに現場確認に移り、安全対策を施し、緊急性が高い箇所から補修や改修を行い、歩行者の安全性の確保に努めているところでございます。次に2点目の歩道の整備計画についてのお尋ねでございます。平成17年4月に適用されました歩道の一般的構造に関する基準によりますと、道路構造令に基づき道路管理者等が地域の実情を踏まえまして適切に判断するものとするのが歩道整備の基本的な考え方でございます。高齢者や視覚障害者、車椅子利用者などを含む全ての歩行者にとりまして、安全で円滑な移動が可能となる構造とすることが原則として謳われております。そのため、

基準適応後の新しい道路につきましては、それ以前とは違い、歩車道を縁石によって分離する場合の歩道の形式は歩道面を車道面より5センチメートルほど高くし、かつ縁石天端高さより低くする、いわゆるセミフラット構造において整備されているところであります。町内の多くの新しい団地や道路につきましては同様の構造となっております。しかしながら、古くからある既設の道路におきましては歩道が無い、もしくは極端に狭い道路があることも認識をしておりますので、今ある歩道を安全で安心して通れるよう、できる限りの施策を施し、維持管理をしてまいりたいと考えております。そのため地元などから歩道整備の要望、要請があれば、まず現地調査を行い、周辺の状況、利用形態等を確認し、その後の整備方針を計画していくと、そういうふうな手続きになってまいります。次に3点目の歩道の危険箇所の把握という御質問でございます。把握する方法といたしましては、日々の道路パトロールのほかに、長崎県、警察、身体障害者福祉協会、町の福祉課、都市計画課、土木管理課からなる長与町道路パトロールによる点検を行っておるところであります。しかしながら全ての歩道を確認することは難しいため、やはり日々利用している地域住民の方からの情報が一番大事と考えております。その1つに各小中学校校区内におけるコミュニティや自治会、PTA、民生委員等の皆さんによります危険箇所点検の報告及び改善要望などがあり、普段から利用している方からの生の声を聞くことができっております。今後も利用者によります各所からの第一報を大切な情報として歩道の管理を行ってまいりたいと考えております。次に4点目でございます。弱者に対する歩道の安全施策でございますけれども、第一に前にもありました段差や傾斜を少なくした、いわゆるセミフラット構造が、交通弱者と呼ばれる方々が安全で円滑な移動をするための基本になろうかと思っております。しかし、新しく歩道を整備することは大変難しいため、今ある道路に色塗りをを行い視覚的に訴えるカラー舗装やポールコーンの設置、交通安全対策の啓発看板の設置をするなど、今できる箇所から順次整備を行い、今後も多くの方々が安全で安心して歩いていただけるような歩道となるよう努めてまいります。次に5点目の電動車椅子利用者への対応という御質問でございます。歩行が困難な御高齢の方や障害を持たれている方には電動車椅子は有効な移動手段の一つであると思っておりますが、町内の道路は様々な広さがあり、車椅子使用者同士が円滑にすれ違うことができるとされる有効幅員を確保できる箇所は、新しい道路や主要な国道、県道及び町道以外は少ないと考えております。しかしながら、前にも述べました弱者に対する対応と同様に、今後は歩行者の安全確保を最優先に御高齢者等々の社会へ向けての道路整備となるよう進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

ただいま答弁ありましたように、公園の在り方については、多目的に活用することによって私も同感でございます。町の公園については、中尾城公園の全町民を対象にし

た公園から、地域住民が日常的に憩う小さな公園まで様々です。それぞれの公園が有効に利用されることが望ましいと私は思っています。そういった視点でお伺いをさせていただきます。まず公園の管理について教えていただきたいんですけども、公園の管理は、今現在シルバー人材センター等で管理をされているかと思うんですけども、その他、全体の公園管理として、その他の委託というのはどのようになっているのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

街区公園と呼ばれる小さな公園のトイレとか草刈り、こういった形での管理と、先程言われました中尾城公園とか潮井崎公園については管理人がおりまして、いろいろ委託を行いまして管理をしております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

分かりました。町の公園は必要不可欠であると、継続して管理をしていくということで、コストも考えていく必要があるかと思うのですが、それぞれの公園いろいろありますけども、地域のボランティアの方々には、何か協働みたいなお願いをされているのかどうか、お伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

公園管理につきましては、基本的に、町の公園については町が管理するものとなっておりますが、例えば一斉清掃、こういったときに地域住民の方々によります草刈りとか清掃。ほかにも正式にというわけじゃないんですけど、自治会とか老人会、コミュニティ、そういった清掃を行っているというお話は聞いております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

その辺は行政側から正式な依頼はせずに、各地域の方で、もう自分たちでボランティアとしてやられてるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

先程申しました町民一斉清掃については町からの正式な依頼という形になります。それ以外のものについては、基本的にボランティアとしてやっていただいているものと把握しております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

難しい問題であるかと思うんですけども、コスト削減という視点から地域の皆さんにも御協力を願うという意味では、行政側から正式にお願いをしますという、一言意思表示があればと思いますので、よろしくお願ひします。次に、ちょっと確認したいんですけども、長与町の公共施設等総合管理計画というのを見たんですけども、この中で都市公園とその他の公園ということで、いろいろ都市公園には街区公園が64か所とか、近隣公園1か所、地区公園2か所、その他の公園として24か所で総数91か所というふうに記載されております。その辺の区分けと各公園の意味合いをお伺ひします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

公園の種類には、まず街区公園というのが専ら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園であって、広さ的には0.25ヘクタールを標準として配置をすることになっております。町長答弁にもありました昭和50年代からの団地造成、この団地内にあるような公園がこの街区公園と呼ばれている公園になろうかと思ひます。この箇所が67か所あります。これ以外にも近隣公園、これも基本的には先程と同じように近隣に居住する者の利用に供する公園であって、広さは2ヘクタールを標準としております。これについては長与町内では1か所、天満宮公園が近隣公園と呼ばれている公園になります。ほかにも地区公園というのが、徒歩圏内に居住する者のための供するものを目的とした公園となっております。面積が4ヘクタールを標準として造るようなものということになっております。この地区公園につきましては、長与町内では2か所、総合運動公園と中尾城公園がこの地区公園に当たろうかと思ひます。この都市計画区域内にあるのが先程言ひました3つの街区公園、近隣公園、地区公園。それ以外にも、その他の公園とか潮井崎公園とか、都市計画区域外にあるような公園も、長与町内にはあろうかと思ひます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

その他の公園と都市公園の違いが、いまいちピンと来なかつたんですけども、街区公園とその他の公園の違いがよくいまいち分からなかつた。もう一度お願ひします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

街区公園、近隣公園、地区公園、この3つにつきましては基本的に都市計画区域内の

公園になります。それ以外のものについて、その他の公園という形で、長与町で言うところの、俗に言う一般区域にあるような公園。これが基本的な考え方になっております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

分かりました。公園の利用状況としては、先程町長答弁にありましたように有料施設以外については把握されていないということなんですけども、確かに利用状況の把握は場所や規模により難しいと思いますけども、私がなぜ利用状況を聞いたかといいますと、公園利用に当たっては、いろいろな制約等で子どもたちが利用しづらいのではないかと思います。利用状況はどうかというのを質問したんですけども、子育て中のお母さんの御意見なんですけども、長与町は子育て支援は素晴らしいと、充実していると、県内でも随一、一番ですというふうに評価されております。長与子育てガイドブックの大きくなーれですけども、この中に確かに子育て支援センター、おひさまひろばとか町内の5つの児童館とか、各地区での自主サークル活動等々が記載されていて、これはもう本当に充実してるということで、お母さんたちはホームページ等で毎日見て、今日は何をやっているというのを見ながら、参加をされているというふうに聞きました。その一方で、幼児が野外で安全安心で伸び伸び遊べる場所が少ないという意見がありました。この長与っこ子育ての隣のページに、屋外お出かけスポットとして中尾城公園、潮井崎公園、天満宮公園等々ありまして、総合運動公園と書いてあります。町内たくさんの公園があって、お出かけスポットとして是非紹介しますというふうな文言で書いてあります。そういったことで、よちよち歩きの子どもたちが遊ぶには、例えば中尾城公園にしても坂道があったりとか、アスレチックなど、今まさに歩き始めから危ないような子どもたちなんですけども、この辺は適していない、遊べる場所が少ないと言われたんですけども、この意見に対してどうお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

公園につきましては、議員御指摘のとおり、子育てのための公園、こちらの方がないんじゃないかなという御意見だろうと思いますが、中尾城公園につきましても坂の上ということもありますので、今後例えばであります、雨でも利用できるような公園とか、そちらの方も考えていきたいというふうに考えてるところでございます。新しく公園を造るというのはなかなか難しいところがございますので、今ある公園を何かしら整備をしながら、そういうふうな利用をできればなというふうに考えてるところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

私もコスト面があって、すぐ造れとかそういうことはもう全然お願いするつもりはないんですけども、先程伺った都市公園の中で、ちなみに多目的広場なんですけども、これはどういう位置づけになるのでしょうか。都市公園かその他の公園。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

長与町総合公園のシーサイドパークの中の多目的広場となっております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

私は、造ってくれと言うんじゃなくて、現在ある公園で、うまいこと有効活用ができるならばいいかなと思ってちょっと提案をしたいと思ってるんですけども、この多目的広場は利用規程等々はあるのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

利用規程というか、体育施設として借用施設になっております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

ということは、一般の利用者の方は通常はあまり利用できないということでしょうか、今の答弁がちょっとよく理解できませんでした。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

ふれあい広場とか運動公園広場も同様なんですけれども、使用してないときには御家族の方で使っていたりとか、運動公園広場とかでも通常ランニングとかされてますので、占有して使わない限りは、皆さん使われていると思っております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

確認します。そしたら空いているときは、子ども連れで芝生の中に入って、いつでも遊べると。団体の人が利用してないときは利用できるという認識でよろしいですか。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

議員おっしゃるとおりです。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

この多目的広場が芝生で、よちよち歩きの子どもたちが危ない所もなく、もうそのまま、よちよち歩きながら遊べるというふうに聞いて、私もちょっと確認をしてきました。確かに環境的には良いと思ってるんですけども、確かに小さい看板があつて、一般利用の方も使えますよというようなニュアンスで書いてありました。ただ、こう見たときにフェンスで全部仕切られてます。入口も3か所あったんですけども、非常に入りにくい状況なんですよ。私、フェンスを撤去せろと言うんじゃないくて、お母さん方はそこはもう使えないものと勘違いされてる方もおられます。もちろん団体の方たちが利用しているときは遠慮するけども、空いている時間は子どもたちをそのまま、自分たちは親は眺めながら、子どもたちよちよち歩きでボール遊びでもさせたいということらしいんですけども、そういった意味ではホームページとか、大きくな〜れとか、小さい子どもたちが遊べますよということを開示して欲しいと思ってるんですけども、どうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

確かにそういった御案内をするのは大切だとは思うんですけども、もしその時間帯に借用が入ってて、せっかく来ても利用できないということもありますので、そういったところは研究していきたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

お母さんたちは、いつもホームページを見て、児童館とかその辺については今日何をしてるというのを見ながら、こういう行事をやっているということで行かれています。そういった意味では、この公園も今日は空いてますよとか、ちょっと大変かもしれないんですけども空いてる時間を。あれを見たら1か月前に団体の申し込みあるんですよね、看板にそういうふうに記載があつたんですけども、ある程度空いた時間というのは分かるのかなあと思ってるんですけども、どうでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

基本的にはその月の団体の予約というのはするんですけども、空いている時間帯は随時また追加で借用をしていますので、例えば、今日だったら5月1日が空いているかもしれないんですけども、例えば2、3日経ったら追加でまた予約が入ることが

あるので、ちょっとそこら辺は難しいのかなと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

分かりますけども、結構空いてる時間あるんで。私3回ほどあそこ見に行ったんですけど、全部空いてたんですよ。そんな利用ないんじゃないかなと思ってんですけど。もしそうであれば、ホームページ等にただし書きで団体のそういう行事を使ってるときは御遠慮くださいみたいな、そういうのもちょっとしながら考えて欲しいと思ってるんですけども。コロナウイルスなども屋外に関してはそう影響はないと、比較的安全と言われてますので、是非検討していただきたいと思って、もう一度回答をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

確かに議員おっしゃるとおり、あまり頻繁に使われている場所ではありません。ですので、いきなり行っても空いてる可能性はかなり高いと思うんですよ。そこで、あそこが仮に借用されていたら、近くにまた総合公園の児童広場とかあるので、そういった所に行っていただけということで、多目的広場だけに限ってここは空いてます、空いてないですよってお知らせするのはちょっと難しいのかなと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

分かりました。前向きに検討していただきたいということで、この質問を終わりますけども、続いて子どもが楽しむ遊具ということで平成30年度の施政方針を見たんです。上半期の進捗状況で、遊具の修繕を早急に行い、憩い安らぎの場としてより一層の維持管理に努めるということで、遊具の修繕工事の着工件数が36件と記載がありました。現在の状況をお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

平成28年に調査を行った分の必要とされる修繕改良については、全て終わっております。今後は、通常の維持管理として修繕改良を行っていくものと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

その中で一部撤去されてるものもあるんですが、この撤去っていうのは、もう撤去にし

ているものか、それとも再度何やらの補修改善をして、さらにまた設置するのかというのをお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

今回29年、30年で撤去を行った分につきましては、まず地元と協議を行いまして、もう必要ないという所の撤去が1つ。もう1つ撤去に至った理由が、安全領域と呼ばれるその遊具を安全に利用するための空間の確保ができない場合、要は周りの人も含めて安全に使うための空間が確保できない場合には撤去という形になっております。もちろん全て撤去ではなくて、例えばの話になるんですが3基ある所に同じ3基を置けるかという、この安全領域を考えますと、もう2基しか置けなくなるような場所もあります。そこにもう1基増やして最初のように3基となると、今現在かけっことかボール遊びとかするような何もない空間を利用して、新しく設置することになると、現在使っている広さが使えなくなるということもありますので、基本的には今遊具を置いてある広さについての適正な数を設置してるものと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

具体的な事例として、中尾城公園のブランコが撤去されています。これは、どうされるのかをお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

中尾城公園のブランコにつきましても、先程述べました安全領域の確保ができない広さに元は設置しておりました。そのため、ブランコを再設置することはもう不可能です。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

次に長与町の都市計画マスタープランの中に歩いて行ける公園緑地として、歩いて行ける範囲の公園の整備や管理、公園施設のバリアフリー化に努めますと記載されております。ちなみに2020年が計画目標年次となっているんですが、具体的な事例として、バリアフリー化されている所と、今後の計画等々あればお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

バリアフリー法ができたあとに出来た公園、例えば北陽台地区にある街区公園とか、

こういったものについては全てバリアフリー化されているものになります。ただしバリアフリー法前の公園についてはまだなっていないものもありますし、場所によってはトイレを変えたりとか、乗り入れ口を改良したりとか、できる範囲でやっております。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

新しい公園は現在バリアフリー化になっているということで、今後については、これもコストの関係はいろいろあるんでしょうけども、随時進めていくという考えでよろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

はい、できる範囲で頑張っていこうと思っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

公園の整備の充実について、例えば高齢者の多い地区と今言った北陽台団地みたいな新しい団地、お年寄りがいない地域とでは公園の在り方が異なってもいいと思うのですが、基本的な町の考え方を伺いたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

今現在としては、地区とか場所によって公園の色を分けるとか種類を分けるという考えは今のところはありません。今ある公園を維持していく、遊具、施設をしっかり管理していく、これが基本的なスタンスになろうかと思っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

分かりました。私としては今後は、答弁にも言われたと思うんですが、高齢者の方には健康増進に向けてのぶら下がり器具とか踏み台とか、そういうのも必要ということで、高齢者の方にも優しい公園ということで、今後やっていただきたいと思っております。最後に、町長は今年度の施政方針の中で子育て環境の整備を挙げられております。さらに第9次総合計画の中でも、子どもの居場所、遊び場づくりを掲げられております。少子高齢化の進展の中で子どもたちが健全に楽しく遊べる場所は確保されているのでしょうか。また一方で、公園遊具について安全性などの対応から子どもたちが楽しんできた遊具も消えつつあるように思います。子どもたちの健全な育成は町の重要な課題でありますので、

今後とも地域の公園の整備、充実に向けてしっかりと取り組んでいただき、住みよいまちづくりに努めていただくようお願いをして、次の質問に移らせていただきます。町の道路状況についてですけれども、まず1点確認、これは理解を深めるために質問したいんですけども、町内にある国道とか県道に付随する歩道はどこが管理するのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

長与町内にあります国道県道全て長崎県、長崎振興局の方での維持管理になります。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

町内の国道県道以外の歩道については町で管理をするという考え方、認識でよろしいでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

先程述べました国県道のほかにも、長与町内であれば長崎市の道路、市道、高田地区とかにあります。こういったものや臨港地区、海の方にあります臨港道路、こちらも県の管理になります。こういった所にも歩道がある所が存在します。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

次に歩道の危険箇所なんですけど、先程危険箇所の答弁がありましたけども、PTAとかコミュニティ、自治会とかパトロールをして、そういう要望があれば対応してるということなんですけども、ホームページにあります長与町要対策箇所一覧表、これは私も参加したんですけども、PTAとかコミュニティ、自治会と一緒に校区の通学路を点検をしたんですけども、今ホームページにある長与町通学路交通安全プログラムというのを見たんですけども、これについて取組状況で今、Plan、Do と計画と実行まではされております。その後のCheck、評価についてはまだ空欄のままなんですけども、これが今平成31年3月29日現在、約1年前のものなんですけども、状況はどうなんでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

通学路プログラムにつきましては年1回の公表を行ってるということで、今現在公表してるものが平成30年度末の数値となっております。今度が平成31年度、令和元年度ですね、今年度分について年度末に公表することになろうかと思いますが、実質的、

内容的には昨年よりは段階がアップするのが何か所かあります。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

評価の方、よろしく願いをいたします。ほかにも危険箇所として具体的な事例を挙げさせてもらいますが、いろいろ街路樹による凸凹があると。近い所では、この小学校前のメタセコイアの歩道なんですけど、私も1回つまずきかけたんですけども、あそこも結構凸凹しています。それから長与川沿いの桜並木の歩道、これも随分前からずっと凸凹してると私は感じております。それから、南田川内入口からの忠霊塔の下の昔の旧道なんですけども、セブンイレブンの所に出てくる狭い道路なんですけども、昨日も見えてきたんですけど、これはもう車道になるかと思いますが、もう非常に凸凹なってる状況で、これらは随分前から私は直ってないなと感じているんですけども、これらは何か住民の要請がないとしないのか、それとも今後整備される計画があるのかお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

今、議員から御指摘ありました長与小学校側のメタセコイアとか長与中央線、こういった所は毎年ではありませんが、随時行っております。ただし、どうしても木、生物でするので年々やはり大きくなって、1か所を修繕するとまた次の所が大きくなってと、このいちごっこでずっと続けていくしかないのかなと考えておりますけど、歩行者の安全のために随時行っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

よろしく申し上げます。最後に高齢者、身体障害等の弱者に対しての関連ですが、これも具体的な事例なんですけど、結構歩道に面している駐車場で大型車が歩道に出っ張って、視覚障害者のブロックに結構出っ張っているところがあるんですよ。場所をあまり言われないので、あとでお教えしますが、そういうところを多々見受けます。視覚障害者の方が白い杖で歩きにくいと、危険だと思っているんですけども、行政としてそういう事を把握はされているかどうかと、そういう点検等々はされているのかをお伺いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

その具体的な箇所については、私もまだ把握しておりませんが、点検方法というのは何度も申し上げております日々のパトロール、あと住民からの通報とか、こういった部分を大事にしていきたいと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西田議員。

○3番（西田健議員）

是非よろしくお願ひいたします。町の交通事故については減少傾向にありますけども、一方では高齢化の進展に伴い、公共交通機関の利用が増加し、今後も歩道の利用は多くなるものと思います。車道と同様に歩道の整備、安全確保は、これまで以上に行政の対応が必要ではないかと私は思います。お年寄りも子どもたちもそして障害を持つ方たちも、安全に快適に歩ける歩道を確保していただくということでお願ひをしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山口憲一郎議員）

これで西田健議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時5分まで休憩いたします。

（休憩 13時51分～14時05分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順4、西岡克之議員の①本町の虐待問題について、②本町の教育問題についての質問を同時に許します。

15番、西岡克之議員。

○15番（西岡克之議員）

議長の許可をいただきましたので、早速一般質問をさせていただきます。私の前に3人議員が登壇いたしました。コロナウィルスの件に関しては全く同趣旨でございます。1日も早い解決を望んでおります。

まず初めに本町の虐待問題について。虐待はここ数年増加の一途をたどっているようです。警視庁の2019年の犯罪情勢統計によると暫定値ではありますが、全国の警察が把握した刑法犯では74万8,623件で、5年連続で戦後最少を更新しておりますが、児童虐待の疑いで児童相談所に通告した18歳未満の子どもは9万7,842人で、前年より21.9%の増加で、その内訳は、言葉による脅しや無視、目の前で家族に暴力を振るうなどの心理的虐待が7万441人で約7割を占め、身体的虐待が1万8,219人、育児放棄、ネグレクトが8,920人となっております。警察が虐待を事件として摘発した件数も1,957件、前年比41.8%増で過去最高を更新したようであります。配偶者などパートナーからの暴力、ドメスティックバイオレンス（DV）の相談件数は8万2,201件、摘発は9,083件で、ともに過去最高となったようでございます。昨年は千葉県で起きた小学4年生の事案でも心を痛めました。この事件は行政の連携不足や危機感の欠如から適切な対応が行われませんでした。本町ではどのようなかお尋ねをいたします。さらに虐待は幼児、児童に限らず高齢者にも起きております。本町の実態と対策はどのようなかお尋ねをいたします。

2番目に本町の教育問題について。本町は教育の町として県下でも自他ともに認めるところでありますが、近年不登校の生徒数が増加しているようであり。これは学力低下を招くほか、生活面による影響も多大に考えられております。不登校の理由は様々考えられるようですが、現状はどうなっているのか。今後どのように改善を図っていくのかお尋ねをいたします。次の小さい2番です。本町の施設運営についてということで、本町にはふれあいセンターや北部多目的研修集会施設、長与公民館、上長与公民館、南交流センター、高田公民館など住民の社会教育の場としての役割を担う町所有の施設がありますが、未だにトイレが前時代的、もう大体御想像がつくでしょうが、のスタイルのトイレが多いように見受けられます。今後どのように改善していくのかお尋ねをいたします。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは、西岡議員の御質問にお答えをさせていただきます。なお、2番目の御質問につきましても、所管をしております教育委員会の方から回答いたします。私の方からは1番目の御質問につきましても、お答えをさせていただきたいと思っております。まず、1番目の本町の虐待問題についてという御質問でございます。本町の児童虐待に関する実態につきましては、平成30年度の虐待相談対応件数が81件、29年度の相談件数は18件でございましたので、対前年度比で4.5倍となっております。相談種別で見ますと心理的虐待が45件、前年度は7件。ネグレクトが22件、前年度が8件。身体的虐待が14件、前年度は3件。性的虐待が0件、これは前年度もゼロでございます。相談件数が増加したことにつきましては、いろんな面が考えられるんですけども、まず1つ目としては、子どもに関する相談窓口の周知を図ってきたということが挙げられます。2番目として子育て支援機関とネットワークを構築してきたことが挙げられると思います。そして3つ目として児童虐待の予防並びに早期発見に関して研修会等を開催してきたことがあります。そして4つ目としては児童虐待への関心が高まっていることなどが要因であると捉えております。児童虐待が発生する背景につきましては、育児経験が少ないこと。近くに相談相手や協力してくれる人がいないこと。経済困窮、夫婦不仲、保護者自身の生育歴、発達課題による育てにくさなどを要因として、孤立や余裕の無さなどを課題として捉えております。対策につきましては、これらの課題を解決するために、相談事業や訪問事業、お友達作りやお預かり事業、経済的支援や情報提供などなど、たくさんの子育て支援事業を実施しているところでございます。また特に支援が必要な御家庭につきましては、支援方法につきまして、個別にお子さんの関係する支援機関とケース検討会議の開催、あるいは児童相談所をはじめ福祉事務所や警察などと定期的な情報を共有するなど、連携しながらの対応に努めているところでございます。先程議員が言われました高齢者の虐待に関しましては、平成30年度の対応件数が4件、29年

度は1件となっております。平成30年度の内訳といたしましては、家族など養護者によるものが3件、ちなみに前年度はゼロでございました。介護施設等従事者によるものが1件、前年度も1件でございます。というふうになっております。対策といたしましては、町主催の施設従事者向け虐待防止研修の実施、他機関による研修等の案内周知により虐待に関する認識を深め、窓口におきましては相談や助言等を行うことで未然防止に努めているところでございます。私の方からは以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

勝本教育長。

○教育長（勝本真二君）

では、西岡議員の2番目1点目の不登校の現状と改善についての御質問にお答えいたします。1月分の本町の集計結果から、7日以上欠席した児童生徒の数を小・中学生別でお答えいたします。小学生は5つの学校で14名でございます。中学生は3つの学校で34名となっております。また、1月全て欠席した児童生徒は18名となっております。決定的な改善策がないのが現状でございます。1人ひとりにつきましては、家庭や関係機関と連携しながら個別に対応しております。学校に足が向かない児童生徒につきましては、長与町に設置している適応指導教室への登校により、不登校や不登校傾向の解消に向けた準備を図っております。なお、教育委員会としましては、不登校から引きこもりに移行することを防止したいと強く考えております。次年度以降は、教育委員会と不登校や不登校傾向児童生徒の保護者との事前相談により、放課後デイサービスやフリースクールに通所する場合についても、出席取扱いが可能となるよう準備を進めております。さらに様々な原因により、生活が昼夜逆転しているために学校に登校できない児童生徒を対象に、生活改善合宿を実施する計画を立てております。これも次年度の取組にしていく予定でございます。これらのことにより引きこもりの解消、学校への登校という過程を作り上げたいと考えております。2番目2点目の本町の施設運営についての御質問についてお答えいたします。本町の社会教育施設におきましては、各施設、多目的トイレを1か所以上設置しております。男女のトイレにつきましては、各施設1か所以上を和式の大便秘器から洋式へ更新するよう計画しておりますが、勤労青少年ホームと上長与地区公民館の男子トイレ、また、長与公民館につきましては、男女トイレで更新できておりません。勤労青少年ホームにつきましては、来年度男子トイレを1基、洋式へ更新する予定にしております。上長与地区公民館につきましては、トイレが狭隘なこともあり洋式への更新が難しいので、1階と2階に設置しております多目的トイレを利用させていただいております。長与公民館につきましては、2階トイレが男女兼用になっており、そちらを昨年、洋式に1基更新しております。来年度は、1階の女子トイレを1基洋式へ更新する予定にしております。ふれあいセンターと南交流センターにつきましては、男女のトイレに1か所以上の洋式便器を設置しております。また、洋式だけではなく和式を利用される方もいらっしゃいますので、その場合は立ち上がる時の転

倒防止対策といたしまして、手すり等を設置するよう計画しております。今後も利用される方が使いやすい施設になるよう努力してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

両方ともかなり前向きな回答をいただいておりますので、質問することが、かなり数が減りました。まず、今回この質問をしたのは、当初の質問でも申しあげましたような千葉県ですかね。小学校4年生の心愛ちゃんという子がおりまして、この子が不幸な事件があったのは皆さんもう重々御承知のことでございます。これはもう氷山の一角ではないかなと私は思っておりますので、こういう最悪な不幸な事が起きないように是非みんなで関心を持っていただきたいなという思いがあってこの質問をしております。以前、我々が小さい頃は、親が子を叩くというのは当たり前でございまして、私も少しは叩かれたこともございました。また、周りでもそういうことが町中でもよく見受けられておりましたが、その頃は何て言うか、親の愛情というのを感じたことがございます。しかし何か近年におきましては、ちょっとそれとは違う部分のいわゆる暴力っていう形が見受けられますので、それはちょっといけないんじゃないかなと思いました。それと、もう1つ、この千葉県の場合は、児相と教育委員会、学校との連携がちょっとちぐはぐだったんですね。それで不幸な事件が起こったんじゃないかなというふうにも感じております。報道によりますと、子どもより自分や組織を優先させたと言われても仕方がない。教育者としてあるまじき対応だったと批判したとあります。本町では全く今の御答弁では無いというふうに確信をしておりますが、敢えてこの問題について少し掘り下げていきたいというふうに思います。まず、虐待の数ですね。30年度と29年度、2か年に渡って虐待の数をお聞きしました。29年度の18件が30年度81件というふうにお聞きしました。4倍ちょっと増えてますけども、窓口が周知されたとか、ネットワークを回ったとかありますけども、隠れていたのが出てきただけではなくて、今言った虐待というのがあったんじゃないかなと思っておりますが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

町長が答弁をしたように、こども政策課が児童虐待の担当をしているということで、非常に相談しやすくなったというところが1点。あとは小中学校、保育園、幼稚園全てを年に1回ないし2回、訪問をさせていただいております、いろんな気になる子どもですとか、気になる家庭の情報交換をさせていただいているということが把握に繋がったのかなというふうに思っております。そしてもう1つが昨年15歳以下の全ての子どもについての居住実態調査というのを行いまして、その中で一定気になる家庭っていうのが上がってきたというところもございます。あとは連携というところでいろんな保育

園ですとか、子育て支援機関との連携が非常にできておりまして、本当に小さなことからいろんな相談が寄せられているっていうのが、相談件数が伸びた要因だというふうに捉えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

今の御答弁では、先程私がちょっと申し上げたようによりきめ細かく、そういう施設を回ったということと、そういう連携の仕組みができた。で、潜在的な数字が上がってきたというふうに理解してよろしいですか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

それぞれの機関にやはり気になる家庭というのがあったかと思います。それをまだ敢えて通報まで行こうか行くまいかっていうところで多分、機関の方で見守りをされていたかと思います。それを私たちが出向くことによって、出会う機会というのを作ったことによって、実はこういうことがあってるんだよって言う相談等が増えてきたのではないかなと思います。議員がおっしゃられるように潜在的なっていいますか、各機関が気になる家庭というのが浮上してきたのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

多分そうであろうと思います。それは非常に虐待に対して、この問題に対し未然に防いでいくっていう形かなっていうふうに思います。非常に良いことなんだなというふうに思います。この連携を是非続けていっていただきたいというふうに思います。それと今、81件あった中で警察とか児相とかに通報した数っていうのはあるんですか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

通報という形ではないんですけども、相談を受けた分につきましては、児童相談所の方に全て報告をさせていただいております。また、町の方で対応している中で、どうしてもなかなか面談が叶わないとか、指導が行き届かないとか、そういった件につきましては送致という形で県の方に提出をさせていただいております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

重篤になる以前にセーフティネットを張られてるということで、通報もなしで終わっ

てると。非常に良いことだなというふうに思います。もっと深刻な状態なのかなというふうに思ってたんですけども、その以前に手を打たれてるので、そこまで深刻な状況に行く前に止まっているんじゃないかなというふうに思います。もう1つお尋ねしますが、今、顕在的に出てきている数字を今後、改善に向けていく、より予防をしていく、その方法、手法はどういうふうに考えておられますか。

○議長（山口憲一郎議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

児童虐待として捉えている件数全てのケース検討会というのを今4か月に1回、年3回開催をしております。その中には児童相談所ですとか、西彼福祉事務所ですとか、警察の方にも入っていただいて、全ての件について今の状況報告と見守りの方法等について見直し会議というのを行っております。それを来年度からは3か月に1回、もう少し手厚く期間を短くして見直しをしていこうということを思っているのが1件と、あと昨年、長与町独自に児童虐待防止マニュアルっていうのを支援機関向けと保護者向けのものを2部作成をいたしております。それは研修会等で活用をしているところなんですけれども、幼稚園ですとか、小学校の方にも出前講座っていうのをさせていただいております。虐待の気づきの仕方だったりとか、こういうときにはこういう所に相談をしてくださいますとか、一定子どもに関わる支援機関の方にも虐待に気付く目を養っていただくというところですね。あと情報交換等をやりながら未然に虐待が防げればなという事で取組をしております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

こども政策課の答弁ばかり聞いてたんで、子どもの件は多分大丈夫と思います。小学校、中学校でこの件について把握したっていうことはございますか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

小学校、中学校におきましても、教職員あるいは町雇いの相談員、こういった職員が子どもからの聞き取りや、あるいは子どもの毎日提出する日記のようなもので感じ取ったものについては、教育委員会の方に上げて、そこからこども政策課と協議をしながら、全て進めております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

具体的な小中合わせた虐待と思われる件数というのは把握されておりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

件数につきましては、先程の昨年度まではこども政策課で今おっしゃられた件数と同じですが、本年度の件数というよりも1人当たりを1件というふうに捉えてであります。本年度は、年度のケースとしては8件把握をしております。うち4件は終結をしておりますが、継続で4件まだあっております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

この4件につきましては、先程こども政策課の答弁の中にあつたようにきめ細かな手当てっていうか、措置を取られてるようですけども、具体的に4件、どういうふうな措置を取られたのか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

関係諸機関ですが、こども政策課、あるいは児相、こういった所とケース会議を開いて解決、あるいは解決に向けての協議をしているところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

それはもちろん養育者っていうか、親に対してですよね。よくこの件は複数回、同一の子どもに対してあるんですね。やはり親が考え方を変えないと無くならないんです。子どもは受けるばかりですから。その親に対しての教育っていうか、指導っていうかも含めてどういう対応をされているのかをお知らせ願いたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

親につきましては、学校の方もそうです。そして、こども政策課からでもそうですけども、具体的にはなかなか件数が少ないんで話しにくいんですが、虐待があつたケースの事実を保護者の方と目の前で確認をして、これについては虐待に当たるといふこと、そしてそれを止めるように注意勧告を行うというふうなことを具体的に動いております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

そのときによく言うのが、千葉の事件でもそうですけども躰だと言う。そういう言い

逃れをされるのは親なんです。これは虐待じゃない。これは躰だと言ってます。親も法律が変わって虐待が罰せられるようになりました。ちょっと3、4年生ぐらいの気の利いた子どもやったら親から叩かれたら警察行くぞとか言う子どももおります。冗談はさておいて、そういう親が複数回やるんですね、もうかわいそうなぐらいに。これは考え方を換えれば傷害なんですね。子どもに対する傷害罪なんですよ。その辺の今、親も一緒になって言ってるんですけども、果たして治るのかと、こう言ってしまえばもう身も蓋も無いんですが、要は改善に向けて親のプログラムっていうか、治すために改善を図っていくっていうのは、学校の立場でなかなかちょっと大変でしょうけど、どうやっていくのか。もしお答えできるのであれば答えを望みたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

親に対してのプログラムというのは学校教育の方で担うということはなかなか難しゅうございますので、関係諸機関と行っております。ただし先程議員御指摘のとおり親が改善を図れないというふうな状況については、それは一番情報が取りやすいのが学校ではないかというふうに考えておりますので、そこは配慮をかなり厚く持って発見をするようにし、そして関係諸機関と連携をしながら何度も当たってるところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。是非その辺はよく注視をしていただきたいというふうに思います。

次に高齢者の虐待があつておるようでございます。これは家族が3件、介護施設が1つという形で今答弁の中にありましたが、これは改善はどのように図られたんですか。まず家族の分からお尋ねしたいと思います。

○議長（山口憲一郎議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

養護者いわゆる家族からの虐待を受けた分の件数につきましては、ちょっと件数が少ないものですから、基本的には町の方でまずそういった事実かあつたかという確認をさせていただきます。それに、あとは高齢者虐待防止法に基づきまして対応しまして、事実が確認された場合には県との報告、警察とか、そういった緊急を要する場合は警察等への協力要請という場合がございます。3件とも今全て解決はしておるんですけども、その解決した内容につきましてはちょっと件数が少ないことから、ちょっと控えさせていただきます。申し訳ございません。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。件数が少ないと特定されたいけないので。解決したということで、それはそれでいいというふうに思っております。次に、施設の中で1件あっておるようでございますけども、これについての改善はどのようになされたのでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

堀池介護保険課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

施設での虐待予防の対策といたしましては、町長の答弁にありましたように他機関による研修等の案内周知を随時行っております。また、平成31年の3月に介護サービス事業者指導ということで、施設従事者向けに虐待防止研修を行っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

虐待防止研修ですね。今日も朝からネットニュースで見たんですけども、どこぞの施設で、またあったようですね。もう御案内のとおりと思います。研修を行いましたと今おっしゃったんですが、その行ったあとの検証っていうか、研修をしましたのでそこで終わりじゃないんですよ。研修をしたんですけど、じゃあ今後どうなっていくのかと。1か月、2か月前ならまだ出てないですけども、研修をしたあとにどういうふうな改善が図られたのかというところは検証されておりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

堀池介護保険課長。

○介護保険課長（堀池英二君）

町が指定している地域密着型サービス事業者は、介護保険法に基づいて運営推進会議の開催が義務づけられております。利用者、利用者の家族、町職員か地域包括支援センター職員、地域の代表者等が出席して行われております。その際に、虐待がないか施設利用者の確認を行ったり、虐待予防に努めてくださいというお願いはしております。

○議長（山口憲一郎議員）

辻田健康保険部長。

○健康保険部長（辻田正行君）

補足して説明させていただきます。施設従事者による虐待への対応ということですが、まず、通報があった場合速やかに確認をするわけですが、その場合、認定された場合も含めて、事業者を含めて従業員の方で、どういった背景があつてこういう虐待が起きたのかということで、施設内でまず情報の共有と対応を図っていただいております。それで町の方としては、具体的に施設の方でどういった改善をしたのかということで具体的に報告を求め、その部分を確認しながら施設については行っております。虐待がなかった施設においては、介護保険課長が答弁したように地域密着型については

町の許認可がっておりますので、町の方で今後こういうことが無いようにということで、従業員の教育とまたは管理者の教育ということで、こちらの方が情報を含めて従業員の指導を行っていただいております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

今の答弁が聞きたかったんです。もう聞いたんで結構です。御苦勞様でした。

続きまして、不登校に移っていきたいと思います。小学校、中学校、小が14、中が34、合計で48ですね。原因っていうのは様々あると思うんですけど、我々が小さいときは学校行くものと、もうそういう定説でございましたので、学校行かんとはよっぽど悪なやつか、病気しとったかぐらいで、今はそうじゃなくて行かなくても当たり前みたいな風潮があるんです。給食だけでも食べに来いとか、よくテレビでも聞きますし、そういう時代なんだろうなあと思うんですけども、一番不登校で困るのは行かない子ども把握、何で来ないのかとか、例えば家にいるなら家にいるで非行に走らないようにするんですけども、その辺の対応というのは個々別に対応されておりますか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

まず、3日連続欠席をした児童生徒につきましては、少なくとも声による把握をするようにというふうなことで指示をしております。また1週間以上欠席をした児童生徒につきましては、家庭訪問をして確実に顔を合わせて確認をするようにというふうな指示をしております。家庭訪問を拒否をされる御家庭もございます。電話も拒否をされる御家庭もございますが、そういった家庭につきましては、教育委員会にその経過について報告をするようにというふうなことで報告を得ております。報告の件数につきましては僅かでございますので、数は控えさせていただければというふうに思っています。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

ということは、3日行かなければ不登校になるんですね。もう一度すみません。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

説明があまりうまくいなくて申し訳ございません。不登校と言いますか、長期に欠席をするというふうなこと、月当たりの計算で言えば7日以上欠席をした児童生徒を先程教育長の答弁で答えさせていただいております。ただし、先程議員の方から御質問が

ございましたが、虐待によって学校に登校しないというケースもある可能性もござい
ますので、3日学校に登校しなければ声だけでも確認をしたいというふうに思っ
てまして、その点で、3日で声だけでも確認ということでやらせていただい
ております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。大体7日ぐらい行けないが、なのかなっていうふうに思いま
す。こういう子ども達に対してのケアっていうのは各学校で個別に当たられて
るんですか。何が言いたいのかっていうのは、その子ども達が黙って置いと
ったら取り残されていく、社会でも、と思うんですね。そういうことがない
ようにと、学校だけじゃないと思うん
ですよ。家庭もいろんな状況があるので、行けないという子どももいると
思いますし、その中で学校に関わる中で行けない子ども達のケアはどういう
ふうになされておられますか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

結論から申し上げますと、このケアが十分にできてるとは言えません。電話
連絡等で済む場合、あるいは家庭訪問で済む場合のケースも、学校に足が向
かないというケースは学校関係者の顔を見たくない。つまり教職員の顔、あ
るいは同級生の顔も見たくないというふうなケースもござい
ます。そういった中で課題を渡して、課題を解いて、そしてそれを添削して
指導するというふうなことにはなかなか至りにくいケースもござい
ますので、そういった意味では十分にケアができてるとは言いがたいとい
うふうに思っ
ます。ただし、居場所であるとか、あるいは過ごし方がどうい
うふうにな
っているかという
ことについては、御家庭と深い連携をとりながら確認はしている状況でござ
います。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

先程ちょっと申し上げたんですけども、今の答弁の中にもあったように原因は
いろいろあると思うんですよ。家庭内のこともあるし、学校内のこともあるし、
友達のこともあると思うし、いろいろあると思うんですけども、原因は様々
ですけども、そこを、このくらいっていう言葉はおかしいですけども、全
体で48件ならばみんな得手分けして当たってやって、その子の心の棘を
抜いてやるっていう作業、非常に教員は忙しいんでなかなか申し上げに
くいんですが、やっぱりそこまで各学校に指示をしてあげて、その子の
心の棘を取ってあげられればなあというふうに思います。それともう1つ、
引きこもりにならないようにという最初答弁がありましたが、現在、数は
もう結構です。特定したらいかんので、やっぱり町内にいらっしゃるわけ
ですか。そこ答弁を求めます。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

小学生ではおりませんが、中学生にはおります。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

そこに対する措置っていうか、サポートは定期的にされておられますか。

○議長（山口憲一郎議員）

金崎教育委員会理事。

○教育委員会理事（金崎良一君）

連絡につきましては、学校の方から毎日のようにしております。さらに家庭も含めて解決をしなければならないようなケースでございますので、関係諸機関と、先程ありましたケース会議等も含めて、あるいは要保護児童対策協議会等も含めた形で対策を練ったり、あるいは機関ができることを行うというふうなことで働きかけを行っております。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

こういう問題は非常に根が深い部分がございます、私も過去においてそういう子どもと接触したことがございます。幸いその子は社会復帰できたんで良かったのかなっていうふうに思っております。是非よくよく話をしてあげて、親御さんも含めて話をしてあげて、なるべくなら早期に復帰できるように、ただ学校に行くことだけが全てとは思っておりません、私も。その子の特性がありますので、学校に来ない子どもでも素晴らしい特性を持った子もいます。その子が伸びるような、社会復帰できて社会の中で生きていけるような対応をしていただきたい。それにはやっぱり学校のウェイトが大きいと思います。よくよく話をしてあげて、そういう子どもが1人でも減るように、不幸な子が一人でもなくなるような対応をしていただければというふうに思います。

時間もあるので次、施設のことでございます。ある高齢者の方から電話がございまして、施設の名前は言いませんが、そのトイレに入ったら暖房のスイッチが切ってあったと。「ここは外で高齢者が遊んどつとにスイッチば切つとつとばい。ちょっと調べてくれんね」という形で言われまして、特に今の時期冬なので高齢者の方が遊んでいてというか、健康維持、回復のためにいろいろなゲームをされてトイレに入ったら、座った途端に冷たくて飛び上がったということもございまして、先程言ったように和式と洋式の改善のこともあります。ただ、その前に、昨今トイレットペーパーがコロナウィルスの件で無くなっているという話を聞きます。私も実際行ってみました。昨日ドラッグストアに無いんですよ。十分あるので心配しないようにということと言われてましたし、ネットでデマを流した人間も特定をされたようでございます。簡単に今の人達はネット

で書くんですけど、やっぱり書いたことがどんなに危険なことかということもよく含めて反省をしていただきたいと思います。もう分かっていると思いますが、長与町は公共のトイレのトイレットペーパーはありますよね。

○議長（山口憲一郎議員）

栗山住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（栗山浩二君）

お答えいたします。長与町の公共施設においては通称「ふわあっち」、紙パックの牛乳パックを再生したトイレットペーパーを利用させていただいております。この分については十分在庫がございますので、町の関係機関においてトイレットペーパーが無くなる、足らなくなるとか、そういったことの御心配はございません。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

インターネットで今これを見ている人は、町内の人は安心したのではないだろうかと思います。特にこういう風評がある病気の場合には惑わされないようにということで、長与町はコロナウィルスの件に関しましては、トイレットペーパーはあるということで確認をさせていただきました。次に、清掃の件をお尋ねいたします。トイレに行きづらい理由の1つにトイレが汚いとかいうことがあるんですね。長与町の場合はトイレの清掃は、例えば何時間に1回とか、何日に1回とかいう具体的な形で清掃しておられますか、お尋ねします。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

社会教育施設におきましては、1日1回事務員の方をお願いしております。

○議長（山口憲一郎議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

福祉課で所管しております丸田荘の入浴施設ですけれども、そちらにつきましては毎日清掃を行っております。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

お答えいたします。ふれあいセンターと南交流センターにつきましては、地域安全課所管でございますので、そちらについても管理をさせていただいております事務員の方がおりますので、1日1回そういう形で掃除をお願いしておりますところでございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

念のために聞きました。私も利用させてもらっておりますので、重々清掃が行き届いておるといことは分かっておったんですけども、やはり住民の皆さんにも広く告知をする意味でも今お聞きした方が良いと思ひまして尋ねました。次は、和式から洋式に改修の件で、先程も答弁はありましたが再度確認をしたいと思ひます。なぜかと申しますと、今新しい家っていうか、長与町は比較的新しい家が多いんですね。そういう所は洋式なんですね。昔ながらの家は和式も併用しておりましたが、近年膝が悪いということと和式に座りづらくなっておる高齢者の方も多いんです。それで今後洋式についてはどういうふうを考えていらっしゃるのかなっていうことでお尋ねをいたします。

○議長（山口憲一郎議員）

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

社会教育施設、公民館的な施設につきましては、現在のところ各施設に男子1個以上、女子1個以上の洋式トイレを設置するように計画をしております。女子トイレにつきましては、来年度計画している分を含めましたら、1階、2階、各階層で最低1個以上の洋式トイレが設置できるようになっております。もちろん多目トイレっていうのは、教育長の答弁でもありましたけれども、1か所以上は設置しております。男子トイレにつきましては、施設の方が古いもので大便器っていうのが、例えば上長与地区公民館だったら1階のトイレに1つしか大便器がありません。洋式トイレを衛生面で嫌う方もいらっしゃいますので、そういった方につきましては、多目トイレを利用していただくということで考えております。そうすることによって各階におきまして、男子トイレも女子トイレも1か所以上の洋式トイレが設置できるように、来年度なる予定にしております。

○議長（山口憲一郎議員）

細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

高齢者の方が特にということでしたので答えさせていただきますが、丸田荘につきましては、高齢者の方の利用が多いものですから男女全て洋式トイレを設置しております。そして全ての大便器の所に手すりも設置をしているという状況でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

ふれあいセンターと南交流館でございますが、ふれあいセンターにつきましては男子、女子トイレ、1階2階とも5つを設置しております。南交流センターにつきましては男子トイレ2基、女子トイレ5基、全て洋式トイレとなっております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

西岡議員。

○15番（西岡克之議員）

分かりました。皆さん、答弁を自発的にしていただいております。特に寒い時期はなるべく温めてあげてください。以上をもって私の質問を終わります。

○議長（山口憲一郎議員）

これで西岡克之議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時15分まで休憩をいたします。

（休憩 14時58分～15時15分）

○議長（山口憲一郎議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。通告順5、松林敏議員の①中尾城公園について、②消防団活動についての質問を同時に許します。2番松林敏議員。

○2番（松林敏議員）

早速質問に入らせていただきます。①中尾城公園について。中尾城公園のスパイラルスライダーの再開に向けて改修工事の設計に入るとのことですが、住民にとって本当に必要なものなのか疑問に感じています。平成6年から平成27年までのスパイラルスライダーが営業されていた期間の検証が必要と考えます。中尾城公園について、以下の質問にお答えください。（1）スパイラルスライダーの計画の段階で、利用者数をどの程度見込んでいたのか。また、実際の利用者数は何人程度だったのかをお教えください。（2）スパイラルスライダー建設時の安全性の確認は誰が行ったのか。また、スパイラルスライダーの再開には、安全性が確認されることが条件となっていますが、この安全性は誰によって、どのような基準で保証されるのかお教えください。（3）中尾城公園の利用者数は何人くらいなのか。また、近隣自治体の同規模程度の公園と比べてどのように評価をされておられるかお聞かせください。（4）長与には大型遊具を備えた公園がないと思われるが、整備する予定はないか、お教えください。（5）乳幼児を連れた親子や高齢者の方の公園利用を考えると、モノレール利用の無料の対象者を広げられないか、もしくは完全無料化できないか。公園の利用者数の増加につながると思われるが、考えをお聞かせください。

②消防団活動について。近年の異常気象による大規模災害が全国的に増加し、地域の防災を担う消防団の重要性がますます高まっています。しかしながら、その活動の大変さからか、消防団のなり手を探すことが困難になっています。消防団員の処遇について、以下の質問をいたします。（1）消防団員は仕事をしながら消防活動を行っています。一般的な会社員でも、消防団員として活動できるような配慮が必要と思われませんが、考えをお聞かせください。（2）平成29年度版消防白書の消防団員報酬などの地方交付税算入額によると、出勤手当（1回当たり）7,000円となっています。長与町消防団も引き上げるべきと考えますが、考えをお聞かせください。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは早速、松林議員の御質問にお答えをさせていただきます。1番目1点目のスパイラルスライダーの利用者数のお尋ねでございます。計画段階における利用者数の見込みにつきましては、当時の資料等が残っておりませんので、残念ながら把握できておりません。また、利用者数につきましては、利用開始時の平成6年度は年間2万5,351人、平成27年7月までの延べ人数が21万7,037人となっております。次に2点目のスパイラルスライダーの安全性についてのお尋ねでございます。施工するに当たりましては、当時は現在のような明確な遊具の安全基準がございませんでした。したがって安全性の確認作業につきましては、設計、施工業者と当時の役場職員により、試し滑りによる確認は行われたものと考えております。また、スパイラルスライダーの再開時の安全性の確認につきましては、遊具に関する安全基準に則して行うこととなりますが、詳細につきましては、令和2年度に予定しております詳細設計の中で検討してまいりたいと考えているところでございます。3点目の中尾城公園の利用者数と評価についてのお尋ねでございます。中尾城公園には御案内のとおり入場口が複数あり、詳細な利用者数を計測することはできませんけれども、平成30年度末までの利用者の累計は概算で140万人の方の来場がっております。また、評価につきましては、近隣自治体にある公園との比較はできませんけれども、当公園につきましては、町外からの訪問者、そして遠くからでも目立つエアロブリッジや春には桜の園、また季節に応じた花々が咲き誇る花のデッキなど、魅力ある施設も多々ありまして、町内外からも多数お越しいただいているということで、一定の評価は得られているのではないかと考えております。4点目の大型遊具の整備ということの御質問でございます。本町の公園遊具の考え方といたしましては、平成30年度に策定いたしました長与町公園施設長寿命化計画に基づき、今ある遊具を安全で安心して末永く利用できるよう、維持のための修繕及び更新作業を第一優先に考えております。近くの公園に年齢層を問わず幅広い世代の方が集えるように、児童遊具や健康遊具などの設置を検討いたしまして、多くの住民が利用してもらえるような公園づくりを行ってまいりたいと考えております。そして、大所高所の見地から大型遊具の必要性が認められるようであれば、今後とも検討はしてまいりたいというふうに考えております。次に5点目のモノレールの無料化の質問でございます。モノレールの使用料につきましては小学生未満の方、65歳以上の御高齢の方など免除している方々を除いて、原則としてスパイラルスライダーなどの他の有料施設と同様、利用されない方との公平性の確保などのために、利用者の方に負担をしていただくようにしているところでございます。今後予定しておりますスパイラルスライダーの改修や、季節に応じた花々の充実を図るなどの活動を通じて魅力ある公園づくりを行い、公園利用者の増加に繋がるよう努めてまいりたいと考えております。

次に大きな2番目の1点目でございます。仕事を持ちながら消防団員として活動でき

るような配慮についてのお尋ねでございます。まず、消防団員の皆様方には自分たちの地域は自分たちで守るという崇高な郷土愛護精神に基づきまして、日頃からの消防活動、日々の訓練に際しまして、献身的に御尽力を賜っておりますことに、心より御礼を申し上げるところでございます。消防団は消防組織法に基づいた組織で、全ての自治体に設置をされておりました、団員は非常勤特別職の地方公務員として、条例により年額報酬や出動手当などが支給されております。消防団は地域防災の要として、火災や災害の発生時にはいち早く自宅や職場から現場に駆けつけ、対応に当たっていただいているところでございます。しかしながら、少子高齢化などの社会情勢の変化をはじめ、被雇用者の増加や町外での勤務者が多いことから、担い手を確保することが困難になってきているところであります。こうした事態を受けまして、平成25年12月に消防団支援法が公布、施行されたところであります。この消防団支援法は、消防団を将来にわたり地域防災力の要として、欠くことができない代替性のない存在と定義し、消防団の抜本的な強化を国や自治体に求め、事業者への協力、団員の処遇改善や装備品、教育訓練の充実に向けた消防団活動の強化をはじめとする、地域における防災体制の強化が規定をされているところであります。本町といたしましても、仕事を持ちながら消防団活動に御尽力されている団員が活動しやすい環境を整えるために、関係事業所へ団員の各訓練などへの出動要請に対する配慮の依頼や消防団協力事業所への加入促進を図るなど、消防団員が活動しやすい環境整備、あるいは消防団員への配慮をお願いしているところがございます。また、平成30年12月に西そのぎ商工会と消防団活動の充実強化に向けた支援に関する協定を締結させていただきました。商工会員の皆様には、消防団への加入呼びかけ、従業員への入団協力、消防団活動、訓練等への勤務配慮について、御支援と御協力をいただいているところがございます。今後も、本業に負担が掛からないよう真に必要な訓練を効率的に実施するなど、創意工夫を図りながら、消防団活動の充実強化に努めてまいりたいと考えております。次に2点目でございます。消防団員報酬等について長与町消防団員も引き上げるべきと考えるがという御質問でございます。普通交付税につきましてもは地方自治体ごとに基準財政需要額と基準財政収入額を算定いたしまして、その差額である財源不足額を基準に交付をされているところがございます。普通交付税における消防費の基準財政需要額は、人口規模、面積及び消防施設整備に係る地方債の元利償還金など、消防費の実情を勘案し、標準的そして平均的な費用を基準といたしまして、需要額に算入されることとなっております。議員御指摘の消防団員報酬等につきましても、消防費全体の1つの経費として、基準財政需要額に算入されているところがございます。そのうち本町の出動手当につきましてもは、長与町消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例により規定をされておりました、4時間未満が2,500円、4時間以上が4,500円となっており、御指摘の地方交付税に算入される標準的な額より少ない金額となっております。しかしながら、消防団員の年額報酬については、各市町よりも優遇されているものと考えておりますので、年間において支給される報酬額等々に

つきましては、他の市町と比較しても差異はないものと思っております。しかしながら、災害時には昼夜を問わず多岐にわたり活動し、また平常時におきましても地域に密着した活動を行っている消防団員の皆様方の処遇に関しましては、十分に配慮し他市町の状況等も踏まえ、今後とも研究をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

それでは再質問に入ります。まずスパイラルスライダの建設時の利用者数の見込みですが、資料が残っていないということだったんですが、恐らくそこまではプランの中で調査してなかったんじゃないかなと考えてます。Plan、Do、Check、Actionで、今休んでる段階をチェックの段階と見込んで、利用者数、どの程度があれば長与町としてこのスパイラルスライダを作ってよかったなというふうになるのかなと考えたときに、実際スパイラルスライダが中止になる前は5,000人程度の年間利用者数だったと思うんですけども、それで実際十分な住民サービスが提供できたのかどうかという判断がどうなのかというのを、ちょっとうまく説明できてないと思うんですけども、利用者数年間5,000人程度のスパイラルスライダ、本当に改修する必要があるのか、改修してまた利用してもらうようにするべきなのかどうかの判断をすべきと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

利用者数の考え方になりますが、適正人数とか、何人以上利用すればいいという基本的な数字というのは考えておりません。しかしながら、公園に対する利用者の人数を考えると、やはり中尾城公園に来ていただいた方の約4分の1程度がスパイラルスライダを利用されていると考えております。となると、やはりその4分の1の人たちが減るとなると、中尾城公園利用自体も減っていくものになるのかなと考えておりますので、このスライダについては一定の効果はあると考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

言葉足らずで申し訳なかったんですけども、5,000人という数字が私はどうしても少ないんじゃないかと。たった5,000人のために、たったと言ってもはあれなんですけど、町内外から利用する方がおられて、じゃあ長与町民が何人ぐらい利用されてるのかを考えると、住民サービスとして効果があるか、ちょっと疑問に感じています。その辺はいかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

お答えいたします。平成6年スタートから平成27年までで約21万人、21年で21万人ですので、約1年で1万人ほど平均的にはいらっしゃるという計算となります。1万人のためにスライダーはということでございますが、町長答弁でもございましたとおり、令和2年度に1度、安全を確保できるスライダーが修繕できるかどうか、それについて設計を行いますので、それを待って今後どうするか、検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

過去の利用者数の推移を見させてもらったんですが、初年度は2万5,000人、どんどん減少していった最終的には20年度から26年度までの平均は恐らく5,000、6,000人もないと思うんですね。そう考えると、出来た当初は過渡期ということが多かったと思うんですが、どんどん落ち着いていった最終的には5,000人程度に落ち着くんじゃないかなと勝手に判断したところでした。それで2番目に入らせてもらいますが、スパイラルスライダーの建設時の安全確認ですが、当時は基準が無かったということで、しょうがないと言えばしょうがないと思うんですけども、今は日本公園施設業協会というところが基準を作っていると、公園について。その基準に則ってスパイラルスライダーの改修が行われるということで間違いないでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

町長答弁で何度もお話ししております安全性の確認、これをするためにはどうしても何らかの基準なり法律なりでしっかり答えが出せないと難しいと思っております。議員がおっしゃられました遊具に関する安全基準に則って、作れるものを作っていきたいと考えております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

もう一度確認なんですが、日本公園施設業協会という所の基準ということで間違いないですね。

○議長（山口憲一郎議員）

日名子建設産業部長。

○建設産業部長（日名子達也君）

お答えいたします。議員御指摘のとおり、一般社団法人日本公園施設業協会が定めま

した遊具の安全に関する基準、通称SPマーク、これの基準に沿って令和2年度調査をしていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

基準の詳しい中身までは私は分からないんですが、簡単に調べたら滑り台の傾斜角度の基準が45度になっていると。あとは遊具の周りのスペースなどが載っているということですね。ただ、その中で45度が基準だとしたら、スパイラルスライダーは今でも基準に則っているものと判断されそうなんですよね。その辺はどういうふうにお考えでしょうか。今のままで基準に則っていたら、改修なしでゴーサインが出てしまうとかそういう危険性はないでしょうか。お教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

傾斜角度につきましては、確かに45度未満という範囲にはなっております。ただし、あくまでもそれは遊具として作られた場合でありまして、今のスライダーが、遊具メーカーとかでいう遊具という形に即しているかどうかという部分についてはまだ答えが出ておりませんので、あくまでもこれから先の話になりますけど、先については遊具としてやっていこうという考えであります。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

一番怖いのは、45度の角度に合っているから、もうこれは基準を則っているということになってしまふのが一番怖いので、スパイラルスライダー全体として、この日本公園施設業協会に設計から見てもらうというようなことが大事じゃないかなと私は考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

その詳細につきましても、来年度、施設業協会のみでお話できるのか、それともメーカー等も含めて、どこかにお願いして答えを出すのかという部分については、来年度の詳細設計の中で考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

分かりました。次の質問にいきたいと思っております。3番、中尾城公園の利用者数は確か

に詳細は把握できないと思うんですけども、先日この質問するに当たって何回か中尾城公園に行ったんですが、やっぱり平日とかは高齢者の方とかもいらっしやなくて、1日だけ保育園児を保育が連れて散歩してるのを見かけた。3回行ったうちの1回だけ10何人ぐらい見かけたぐらいの利用者数しかなくて、やっぱり平日の昼間の利用者はしょうがないのかもしれないですけども、少ないのかなと感じました。それで5番の方、飛び飛びで申し訳ないです。中尾城公園自体は斜面の険しい所にあるんですけども、とてもきれいに整備されていて、とてもすばらしいものなので、もっと利用者数を増やす努力が必要なんじゃないかなと感じてます。4番に繋がるんですが、最近小さなお子さんをお持ちの父兄から、長与町には小さい子どもを連れて行く公園がないということは何回か聞くことがありまして、できれば中尾城公園の上の方とかにスペースがあるので、ああいう所に大型遊具など置いたらどうかと考えるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

中尾城公園内への大型遊具のお話として、お答えしたいと思います。基本的には、まず、町長答弁でも述べましたとおり、まずは街区公園というか、近くの公園でしっかり遊具を維持管理していくことが第一優先と考えております。中尾城公園の上部の部分というの、空いているスペースというのが、基本的に桜の木だったりとか、その空間を楽しむ必要な空間としてあるものと思います。今度、大型遊具を置くとなると、それに伴う安全領域、あと傾斜角度を考えますと、なかなか置ける場所というのは難しいかと考えております。しかしながら、研究はずっと進めていかなければと考えております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

昨日も町長のお話の中で子育てについて充実させていこうということなので、僕に長与には大型遊具のある公園が無いと教えてくれた親御さんは、結局、長与町にはそういった公園が無いということで、長崎市や諫早市や時津町に子どもを連れて遊びに行くと。未就学児や小学校低学年の子どもを連れて行っているということでした。やっぱり長与町にも是非とも1つはあった方が良くないかなと思うので、是非ともどこか、中尾城公園とは限らないので、どこかに大型遊具が整備されればいいなと思います。それで、その父兄にスパイラルスライダーができたなら、高学年になったら連れて行きますかとお聞きしたところ、高学年になった子どもを公園に連れて行くことはないし、ついて行く子どもは少ないのではないかとということでしたので、やはりスパイラルスライダーよりも、未就学児、小学校低学年からでも遊べる遊具を充実させることが優先じゃないかなと考えています。（5）に飛ばさせていただきまして、確認なんですけども、乳幼児を連れてきた親子や高齢者の方は無料になってるんでしょうか。説明をお願いします。

○議長（山口憲一郎議員）

中尾土木管理課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

使用料につきましては、町長の答弁の中で述べたとおり、小学生未満の方や65歳以上の御高齢の方、こちらは免除という形でやっております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

それでは、大きな質問の2番に行きたいと思います。消防団の担い手不足、これは人口減少の要因でもある若い世代の転出超過、町長答弁にもあったように長崎市への勤務、遠方への勤務などで若い人が長与町に少ないと。消防団員のなり手の絶対数が減っていると感じています。一般的な会社員でも無理なく務められる環境作りが必要と考えていて、先程町長答弁にあったので、特別無理は言えないんですけども、できればいろいろな会議とか集まりを、平日昼間に集まるとかというのがあれば、なかなか消防団員のなり手も平日昼間は仕事で休めないからと断られることがあるので、できればそういうのを減らしていただけないかなと考えるんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

議員の御質問にお答えいたします。まずは今お話があったとおり、近年におきましては分団長会議とラッパ隊の集会につきましても、今言われたように平日の昼間ではなく、19時以降の会議を開催するような形で対応させていただいております。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

そこら辺の対応がきっちり決まっているなら、今後消防団員を探すのも楽になると思うので、是非ともそういう情報を発信して利用していきたいと思います。あとは何でもかんでも平日昼間を無くしてもらって、夜に行くような方向で考えてもらえればそれでいいかなと思います。（2）に入らせていただきまして、消防白書の中で7,000円になってるから考え直してくれないかという生意気な質問をさせてもらったわけですけども、私、消防団に入って20年なるんですけども、まず4時間を超える火事というのは遭遇したことがありません。だから、現実的には4時間以下の火事で大体済むんですけども、消防白書にもあるように、地震、風水害などの長時間の活動を余儀なくされる場合の手当について充実を図るべきと考えられると。火事以外の活動ですね。風水害が近年多くなっているんで、長時間出勤が多くなるというのが懸念されます。実際、一昨年ですか、長与町でも特別大雨警報が出て、私どもは夕方から土砂の搬出をして、夜

はふれあいセンター、高田小学校で避難者の立会いみたいなことをしたと。そうなってくると、やっぱり大雨で災害が起きると簡単に10時間以上の出勤みたいなこともあるのかなと思うんですが、実際、4時間以上が4,500円ということなんですけども、例えば12時間、15時間とか長時間の出勤になった場合、出勤手当というのはどのように考えているのか教えてください。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

お答えいたします。現在、長与町の消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例に出勤手当としまして、4時間未満、4時間以上で規定されておりますので、このどちらかの状態での手当の支給という形になります。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

そうなってくるとやっぱり基本の手当が大きいからということではあるんですけども、やはりもう1つ、8時間超えとかの基準があってもいいのかなと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（山口憲一郎議員）

宮崎地域安全課長。

○地域安全課長（宮崎伸之君）

全国的に見ましても、確かに最近の状況としまして、そういうふうな分け方をする考え方というのも出てきております。しかしながら、先程申しましたように、これは条例で定めておりますので、そこにつきましては当然でございますが近隣も含めました手当等について、研究をしてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（山口憲一郎議員）

松林議員。

○2番（松林敏議員）

自分が消防団に入っているのも無理は言えないんですけども、実際災害が増えている中で緊急のことを考えると、消防団に頑張ってもらおうと思っているのであれば、もうちょっと金額を引き上げてもらえたらありがたいかなと考えます。時間がたっぷり余りましたが、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（山口憲一郎議員）

これで松林敏議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

（散会 15時51分）